

PART 744

CONTROL POLICY: END-USER AND END-USE BASED

規制方針：最終需要者及び最終用途

Sec.		Page
744. 1	一般条項	1
744. 2	特定の核最終用途に関する制限事項	2
744. 3	特定のロケットシステム（弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む）並びに無人航空機（巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む）の最終用途に対する制限事項	4
744. 4	特定の生物化学兵器最終用途に対する制限事項	5
744. 5	特定の海洋原子力推進の最終用途に対する制限事項	6
744. 6	米国人の特定の行為に対する制限事項	6
744. 7	特定の外国船舶又は航空機に向けての及びその使用のための特定の輸出に対する制限事項	7
744. 8	大統領令13382(大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者の資産の凍結)に基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限事項	8
744. 9	特定のカメラ、システム、又は関連する部分品の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限事項	9
744. 10	ロシア国内の特定の団体に対する制限事項	10
744. 11	米国の国家安全保障又は外交政策上の国益に反して行動する団体に適用される輸出許可要求事項	10
744. 12	大統領令13224の中で或いはこれに基づいて指定された者(特別指定グローバルテロリスト)(SDGT)への輸出及び再輸出に対する制限事項	11
744. 13	大統領令12947に基づき指定された者(特別指定テロリスト)(SDT)への輸出及び再輸出に対する制限事項	12
744. 14	指定された外国テロリスト組織(FTO)に向けての輸出及び再輸出に対する制限事項	13
744. 15	未証明者リスト[Unverified List]にリストされた者への輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に関する制限事項	14
744. 16	エンティティリスト	16
744. 17	マイクロプロセッサ及び関連する“ソフトウェア”及び“技術”であって、“軍事最終用途”のためのもの及び“軍事最終需要者”に向けてのものの特定の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限	16
744. 18	大統領令13315の中で又は同大統領令に基づき指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限事項	17
744. 19	指定された法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針	18
744. 20	特定の制裁団体に適用される輸出許可要求事項	18
744. 21	中国（PRC）における特定の‘軍事最終用途’又はロシア若しくはベネズエラにおける‘軍事最終用途’ 若しくは‘軍関連の最終需要者’に対する制限事項	19
744. 22	[Reserved]	21

Sec.

- 付則 1 [§ 744. 17の軍事最終用途の事例](#)
- 付則 2 [§ 744. 21の軍事最終用途の輸出許可要求事項の対象となる品目リスト](#)
- 付則 3 [§ 744. 2\(a\)において特定の核最終用途制限の対象としない国](#)
- 付則 4 [エンティティリスト](#)
- 付則 5 [最終需要者審査委員会のエンティティリスト裁定についての手続き](#)
- 付則 6 [未証明者リスト \[Unverified List\]](#)
- 付則 7 [一時的な一般輸出許可 \[general license\]](#)

Part 744 (第744章) 一規制方針：最終需要者及び最終用途に基づくもの

§ 744.1 一般条項

(a) (1) 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章には、BIS の許可がなければ、一般禁止事項 5 (最終用途/最終需要者) 並びに一般禁止事項 9 (命令、条件及び制約) のもとに導かれる特定の最終需要者及び最終用途への輸出、再輸出及び特定の移転に対する禁止事項を収載している。§ 744.2、§ 744.3、§ 744.4 は、明確に定められた核、ミサイル、及び生物化学兵器の拡散行為に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出及び移転(国内における移転)を禁止している。

§ 744.5 は、明確に定められた海洋原子力の最終用途に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出及び移転(国内における移転)を禁止している。§ 744.6 は、特定の核兵器、ミサイル、生物化学兵器の最終用途を支援する米国人による特定の行為について、禁止している。§ 744.7 は、特定の航空機及び船舶のための特定の品目の輸出及び再輸出を禁止している。§ 744.8 は、大統領命令 13382 に基づいて大量破壊兵器の拡散者又は当該拡散者の支援者として指定された特定の当事者に対して、認可なしに輸出及び再輸出することを禁止している。§ 744.10 は、ロシアの団体(本章の付則 4 に収載されている)への EAR 対象品目の輸出及び再輸出を禁止している。§ 744.11 は、本章の付則 4 で指定される範囲において、本章の付則 4 にリストされている団体に対する、米国の国家安全保障又は外交政策に反する行為について、輸出許可要求事項を課している。§ 744.12、§ 744.13 及び § 744.14 は、特別指定国際テロリスト、特別指定テロリスト、又は外国のテロリスト組織としてそれぞれ指定されている者への EAR 対象品目の輸出及び再輸出を禁止している。§ 744.15 は、本章の付則 6 の未証明者リスト(UVL)にリストされている者への輸出、再輸出、及び移転(国内における移転)に対する条件、UVL を改正するための基準、並びに UVL の一覧表の削除又は修正を請求するための手続きについて示している。§ 744.16 は、本章の付則 4 に掲げる団体が、その記載事項の削除又は変更を要求する権利について示している。§ 744.19 は、特定の輸出許可申請が拒絶されることを求める指定された 3 つの法令のいずれかに基づいて、取引当事者が制裁を受けた団体である場合の輸出又は再輸出許可申請に対する BIS の輸出許可方針を示している。§ 744.20 は、本章の付則 4 にリストされている特定の制裁団体を仕向先とする EAR 対象品目の輸出及び再輸出について、本章の付則 4 で指定される範囲において、輸出許可を義務付けている。さらに、これらの節には、これらの節により要求されるところにより提出される輸出許可申請についての輸出許可審査基準を収載している。EAR § 764 が、輸出する権利が剥奪された当事者への EAR 対象品目の輸出、再輸出及び特定の移転を禁止していることについても注意しなければならない。§ 744.21 は、中国(PRC)における特定の'軍事最終用途'又はロシア若しくはベネズエラにおける'軍事最終用途'若しくは'軍関連の最終需要者'のための指定される品目の輸出、再輸出及び移転(国内における移転)に対して制限事項を課している。§ 744.22 は、財産及び財産における権益が大統領令 13310、13448 又は 13464 に基づいて凍結されている者への輸出、再輸出及び移動に対して制限事項を課している。

- (2) § 744 の複数の節で示される規制が、ある者に対して適用される場合、当該者に対する輸出許可要求事項は、§ 744 のすべての適用される節の要求事項に基づいて決定され、そして輸出許可申請はすべての適用される輸出許可方針のもとに審査される。

(b) 手順

以下は、本章の条項を使う際に従うべき手順である：

(1) 最終用途及び最終需要者の禁止事項のチェック

最初に、これらの禁止事項の適用範囲を知るために、本章で定めるそれぞれの最終用途及び最終需要者の禁止事項をチェックしなさい。

(2) 適用される否かの判定

第二に、本章で定める最終用途及び最終需要者の禁止事項のいずれかが、あなたが計画している輸出、再輸出、移転(国内における移転)又はその他の行為に適用されるか否かを判定しなさい。ガイダンスについては § 732 付則 1 を参照しなさい。あなたが、EAR § 744.2(b)、§ 744.3(b)、§ 744.4(b)又は § 744.6(b)に従って輸出許可が必要であることを BIS よりインフォームされた時点で輸送中であ

る輸出、再輸出又は移転（国内における移転）について、最初に BIS より輸出許可を取得していない限り、これ以上その取引を進めることができない（輸出許可をどのように申請するかの説明について、EAR § 748 を参照しなさい）。§ 748.4(d)(2)の条項は、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が輸送中に発生した BIS からの通知に従って提出された輸出許可申請には適用されないものとする。

- (c) エンティティリスト[インフォーム顧客リスト]は、EAR § 744 付則 4 (Entity List) に収載されている。一般の人々は、これによって、これらの団体が、EAR 対象品目を、この付則で指定される範囲において、輸出許可なしに受け取ることが不適格であることをインフォームされる。どの許可例外も、指定された品目のリストされた団体への輸出及び再輸出には適用できない（ただし、エンティティリストで指定される範囲において、民間航空の安全及び民間旅客機の安全な運航を確実なものとするためにインド又はパキスタンのリストされた団体を仕向先とする EAR § 740.2(a)(5)にリストされる品目についての許可例外、並びに § 744.20 に従ってエンティティリストに追加された団体の場合を除く）。

§ 744.2 特定の核最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、もし輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、EAR 対象品目が本節の(a)(1)、(a)(2)及び(a)(3)項で定める以下に掲げる行為の一つ以上に直接的若しくは間接的に使用されることを知っている場合 **[1]**、本章の付則 3 に掲げる国以外の仕向地に、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行ってはならない：

(1) 核爆発行為

核爆発行為（核爆発装置又はその装置の構成部品若しくはサブシステムの研究、開発、設計、製造、建設、試験又はメンテナンスを含む）。**[2][3]**

(2) セーフガード[保障措置]が適用されない核関連行為

原子炉、臨界施設、核燃料製造施設、核物質の化学形態の変換施設又は分離貯蔵設備について、当該施設又は設備が、原料物質又は特別な核分裂性物質を含むときに（輸出時に当該物質を含んでいるか否かを問わない）、国際原子力機関(IAEA)のセーフガードを受諾する義務がない場合、又はかかる義務が果たされない場合において、当該施設又は設備の研究、開発、設計、製造、建設、オペレーション又はメンテナンスを含む行為。

[1] EAR § 772 では、§ 760(制限的取引慣行及びボイコット)を除く EAR 全体に対して、“Knowledge”[認識]を定義している。この定義（これには、“know”[知っている]と“reason to know”[知り得る根拠]のような別語を含んでいる）は、Positive knowledge[明確な認識]を超える内容を包含している。従って、本節では上記の用語“know or have reason to know”[知っている又は知り得る根拠を有している]の代わりに、“know”[知っている]を使用しているが、その使用により、EAR が対象とする者の責務を軽減したり、さもなくば変えるものでもない。

[2] 核爆発装置並びに核兵器又は核爆発装置の設計、開発又は製造で用いるために特別に設計又は特別に改造された物品、材料、装備又は機器は、米国国務省防衛取引管理部の輸出許可若しくはその他の要求事項、又は 1954 年制定の原子力エネルギー法（改正版）で指定される輸出許可若しくはその他の制限の対象である。同様に、核兵器実験又は核爆発（他の目的のための通常で商業用で使用される品目を除く）の考案、実行又は評価で使用するために特別に設計又は特別に改造された品目も、同じ要求事項の対象である。

[3] 海洋原子力推進装置等の貨物のための技術資料に関連する特別条項については、EAR § 744.5 及び § 748.4 も参照しなさい。

(3) セーフガード[保障措置]が適用される核関連行為及びセーフガード[保障措置]が適用されない核関連行為

核燃料サイクル行為であって、セーフガードが適用されるもの及びセーフガードが適用されないもの（以下のいずれかの施設又はそのような施設の構成装置の研究、開発、設計、製造、建設、オペレーション又はメンテナンスを含む）：**[4]**

- (i) 放射性照射を受けた特別な核物質若しくは原料物質の化学的処理のための施設；
- (ii) 重水を生産するための施設；
- (iii) 原料物質及び特別な核物質の同位体を分離するための施設；又は
- (iv) プルトニウムを含む原子炉燃料を製造するための施設。

(b) BIS よりインフォームを受けた当事者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の (a) 項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、人（自然人及び法人）にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する人（自然人及び法人）の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の (a) 項及び (b) 項で定める禁止事項にも係らず、EAR 対象技術を、許可例外 TSU の使用に係る技術及びソフトウェア又は販売に係る技術及びソフトウェアの条項（§ 740.13(a) 及び (b) 参照）のもとに輸出できるが、EAR § 744 付則 3 にリストされる国（§ 744.2(a) の特定の核最終用途規制の非対象国）に向けられるものであって、かつ、その国内での使用されるものに限る。EAR § 740 の条項にも係らず、§ 740.13(a) 項及び (b) 項の条項のみが、EAR § 744 付則 3 にリストされる国について、一般禁止事項 5 に優先する。

(d) 輸出許可審査基準

本節のもとに義務付けられている輸出許可申請を承認するか拒絶するかを裁定するための米国で使用されるファクターの中には次のものがある：

- (1) 移転されるべき貨物、ソフトウェア又は技術が、申告された最終用途に対し適切かどうか、及び申告された最終用途がその最終需要者に対して適切かどうか；
- (2) 個々の貨物、ソフトウェア又は技術の核の用途での重要性；
- (3) 輸出されるべき貨物、ソフトウェア又は技術が、再処理施設若しくは濃縮施設の研究の中で、又はこれらの施設の開発、設計、製造、建設、操業、若しくは保守のために使用されるものであるか否か；
- (4) 個々の事案において、核爆発用途又は核拡散への使用を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；
- (5) 最終需要者が内密の又は不法な調達行為を行なったか否か；
- (6) その最終需要者に向けての輸出許可申請が以前に拒絶されたか否か、又はその最終用途が以前に、輸出許可、許可例外若しくは NLR のもとに受領された品目を、正当と認められない行為に転用されたか否か；
- (7) その輸出には、EAR § 744.2(a) で定める核爆発行為又はセーフガードが適用されない核燃料サイクル行為に転用される容認できないリスクがあるか否か；

[4] これらの行為は、また、1954 年制定の原子力エネルギー法（改正版）(10 CFR 810 で公布されたエネルギー省規則によって施行される) の § 57. b. (2) に従って、エネルギー省長官からの特別な輸出許可が要求される場合がある。

- (8) 下記のファクターの検討に基づく輸入国の拡散防止の実績：
- (i) 輸入国が、核不拡散条約(NPT)、又はラテンアメリカにおける核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）（EAR § 742 付則 2 参照）、又は同様の国際的な法的拘束力のある核不拡散協定の参加国であるか否か；
 - (ii) 輸入国は、国際原子力機関(IAEA)のセーフガード又は同等のフルスコープセーフガードのもとに、輸入国の運転中、設計中、又は建設中の核関連行為、設備、又は施設のすべてを有しているか否か；
 - (iii) 米国と輸入国との間に、原子力エネルギーの民間使用に関する協力協定があるか否か；
 - (iv) 輸入国政府の行為、声明及び政策が核不拡散を支持しているか否か、及び当該政府が不拡散分野における国際的な責務を順守しているか否か；
 - (v) 輸入国政府が、不拡散政策全般に渡る協力の程度（例えば、国際的な不拡散問題に進んで協議しているか）；
 - (vi) 輸入国の核の使用目的及び行為に関する情報；並びに
- (9) 受取国が十分な国家的な輸出規制（EAR § 744.2 で規定される核爆発関連行為又はセーフガード[保障措置]が適用されない核燃料サイクル行為への再移転又は転用の容認できないリスクを阻止するため国連安全保障理事会決議 1540（2004年）の3項で規定されている）を有しているか否か。

§ 744.3 特定のロケットシステム（弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む）並びに無人航空機（巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む）の最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行う時点で、EAR 対象品目が以下のいずれかに該当している場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行うことはできない：

- (1) 品目が、EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ D:4 に掲載されている国の国内で若しくはその国により、航続距離範囲が 300km 以上のロケットシステム若しくは無人航空機の設計、開発、製造若しくは使用において用いられる。
- (2) 品目が、世界中のどこにおいても（NPT[核拡散防止条約]の核兵器保有国であって NATO 加盟国でもある国の政府の核兵器輸送計画による場合を除く）、生物化学兵器若しくは核兵器を輸送するためのロケットシステム若しくは無人航空機（航続距離範囲を問わない）の設計、開発、製造若しくは使用において用いられる；又は
- (3) 品目が、カントリーグループ D:4 に掲載されている国の国内で若しくはその国によりロケットシステム若しくは無人航空機の設計、開発、製造若しくは使用において用いられるが、あなたが以下のことを確認できない場合：
 - (i) ロケットシステム又は無人航空機（航続距離範囲を問わない）の特性（すなわち、航続距離範囲）、又は
 - (ii) ロケットシステム又は無人航空機（航続距離範囲を問わない）が、本節の(a)(2)項のもとで禁止されている方法で用いられるか否か。

本節の(a)項の注：本節でいうところの“ロケットシステム”には、限定されるものではないが、弾道ミサイル、宇宙船打上げロケット及び探査ロケットを含む。また、本節でいうところの“無人航空機”には、限定されるものではないが、巡航ミサイル、無人標的機及び無人偵察機を含む。

(b) BIS よりインフォームを受けた者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の(a)(1)項又は(a)(2)項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、人（自然人及び法人）にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の(a)(1)、(a)(2)又は(a)(3)項の輸出許可要求事項に対する人（自然人及び法人）の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の(a)及び(b)項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用できない。

(d) 輸出許可審査基準

- (1) 本節で対象とする品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の申請は、その輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が特定のロケットシステム又は無人航空機の拡散に重大な貢献をするか否かを裁定するため、ケースバイケースで審査される。輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が重大な貢献をするとみなされた場合、その輸出許可は拒絶される。
- (2) 本節により義務付けられている申請に対して、いかなる措置を講じるべきかを裁定するために考慮されるファクターの中には次のものがある：
 - (i) 最終用途の具体的な性質；
 - (ii) 特定のロケットシステム又は無人航空機的设计、開発、製造又は使用に対する貢献の見地からみた当該輸出、再輸出又は移転の重要性；
 - (iii) 受領国のロケットシステム又は無人航空機的能力と目的；
 - (iv) 輸入国の拡散防止の実績；
 - (v) 個々の事案において、特定のロケットシステム又は無人航空機の輸送目的のための設計、開発、製造又は使用を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；並びに
 - (vi) 既存の契約書の存在。

§ 744.4 特定の生物化学兵器最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、もし輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、EAR 対象品目が、世界中のいかなる国若しくは仕向先においても或いは世界中のいかなる国若しくは仕向先によっても、生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用に用いられることを知っている場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行うことができない。

(b) BISによりインフォームされた者に対する追加禁止事項

BISは、世界中のどこにおいても、本節の(a)項で指定される行為に使用又は転用される容認できないリスクがある理由により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における）、又は指定品目の特定の最終需要者への輸出、再輸出若しくは移転（国内における）に対して、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いはEARの改正を通して、人（自然人及び法人）にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の(a)項の輸出許可要求事項に対する人（自然人及び法人）の順守義務を免除することはない。

(c) 例外

本節の(a)及び(b)項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用できない。

(d) 輸出許可審査基準

- (1) 本節で対象とする品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の申請は、その輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用に重大な貢献をするか否かを裁定するため、ケースバイケースで審査される。輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が重大な貢献をするとみなされた場合、その輸出許可は拒絶される。
- (2) 本節により義務付けられている申請に対して、いかなる措置を講じるべきかを裁定するために考慮されるファクターの中には次のものがある：
 - (i) 最終用途の具体的な性質；
 - (ii) 生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用に対する貢献の見地からみた当該輸出、再輸出又は移転の重要性；

- (iii) 輸入国又は移転が行われる国の拡散防止の実績；
 - (iv) 個々の事案において、生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵又は使用を防ぐことに対して示される種類の確証又は保証；並びに
 - (v) 既存の契約書の存在。
- 関連する契約書尊厳期日については、EAR § 742 付則 1 を参照しなさい。

§ 744.5 特定の海洋原子力推進の最終用途に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、EAR 対象の特定の技術が外国の海洋原子力推進プロジェクトに関連して使用されるためのものであることを知っている場合、輸出許可なしに当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）することはできない。この禁止事項は、海洋原子力推進プラント、その地上におけるプロトタイプ並びにそれらの建設、支援又はメンテナンスのための専用施設（そのプラント又は施設で用いるように特別に開発又は設計された機械、機器、構成部品又は装置を含む）に関連する技術に適用される。

(b) 例外

本節の(a)項で定める禁止事項には、EAR § 740 で規定される許可例外は適用できない。

(c) 輸出許可審査基準

外国海軍の原子力推進プラントプロジェクトに参加しないこと、及び当該プロジェクトに米国企業又は個人が関与することを認めないことが、米国政府の政策である（ただし、1954年制定の原子力エネルギー法 § 123(d)に従って執行される海軍の原子力推進に関する協力協定に基づく場合を除く）。しかしながら、米国海軍の原子力推進情報が開示されなければ、米国企業及び個人が、友好国における海洋（民生用）原子力推進プラントプロジェクトに参加することを推奨するのが米国政府の政策である。

§ 744.6 米国人の特定の行為に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

(1) 輸出に関連した行為

(i) 本節の(c)項で定義されるいかなる米国人も、品目が次のいずれかに該当することを知っている場合、BIS の輸出許可なしに、当該品目を輸出、再輸出又は移転（国内における移転）することはできない：

(A) カントリーグループ D : 2 (EAR § 740 付則 1 参照) に掲載された国の国内で若しくはその国により核爆発装置の設計、開発、製造若しくは使用に用いられる。

(B) カントリーグループ D : 4 (EAR § 740 付則 1 参照) に掲載された国の国内で、若しくはその国によりミサイルの設計、開発、製造若しくは使用に用いられる；又は

(C) 世界中におけるいずれかの国若しくは仕向地の中において或いは国若しくは仕向地によって、生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵若しくは使用に用いられる。

(ii) いかなる米国人も、BIS の輸出許可なしに、本節で要求される輸出許可を得ていないことを知りながら、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）をサポートしてはならない。ここでサポートとは、ある者が、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の便宜を図る行為（融資、輸送及び貨物運送を含む）をいう。

(2) 輸出に関連しないその他の行為

米国人は、BIS の輸出許可なしに次のことを行ってはならない：

(i) カントリーグループ D : 4 に掲載された国（EAR § 740 付則 1 参照）の国内において若しくはその国によるミサイルの設計、開発、製造若しくは使用において直接手伝えることになることを米国人が知って、契約、役務若しくは雇用を実施すること；又は

(ii) 世界中におけるいずれかの国若しくは仕向地の中において或いは国若しくは仕向地によって、生物化学兵器の設計、開発、製造、貯蔵若しくは使用において直接手伝えることになることを米国人が知って、契約、役務、若しくは雇用を実施すること。

(3) プラント全体の要求事項

いかなる米国人も、BIS の輸出許可なしに、カントリーグループ A:3 に掲載される国（オーストラリアグループ）（EAR § 740 付則 1 参照）以外の国において、ECCN 1C350 で特定される化学兵器の原料となる化学製剤を製造するプラント全体の設計、建設、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）に關与してはならない。

(b) BIS よりインフォームされた米国人に対する追加禁止事項

BIS は、ある行為が本節の (a) 項で定める種類の関与及びサポートに關係する可能性がある理由により、輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、米国人にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。しかしながら、当該通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する米国人の順守義務を免除することはない。

(c) 米国人の定義

本節でいうところの用語“米国人”には、以下の者を含む：

- (1) 米国市民である個人、米国に永住する外国人、又は 8 U. S. C. 1324b (a) (3) で定義される保護された個人；
- (2) 米国の法律又は米国内の司法権のもとに組織された法人（外国支店を含む）；及び
- (3) 米国に在住する者。

(d) 例外

本節の (a) 及び (b) 項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用できない。

(e) 輸出許可審査基準

申請しなければ本節で禁止される行為に従事するための申請は、もしその行為が核爆発装置、生物化学兵器又はミサイルの設計、開発、生産、備蓄又は使用に重大な貢献をする場合、拒絶される。

§ 744.7 特定の外国船舶又は航空機に向けての及びその使用のための特定の輸出に対する制限事項

(a) 一般的な最終用途禁止事項

CCL で指定される品目の輸出許可要求事項に加えて、カナダの港を含むいずれの港においても停泊若しくは駐機している外国船舶又は航空機（運航中の船舶又は航空機であるか建造中のものであるかを問わない）に向けて或いはその使用のために、EAR 対象品目を輸出又は再輸出してはならない（ただし、次のいずれかに向けて出荷について許可例外又は NLR が容認する場合を除く）：

- (1) 船舶又は航空機が停泊又は駐機している国、及び
- (2) 船舶又は航空機が登録された国、又は建造中の船舶又は航空機の場合には当該船舶又は航空機が登録される予定の国、及び
- (3) 現在、船舶又は航空機を管理、リース又はチャーターしている国（その国の国民を含む）。

(b) 米国及びカナダの運送業者に対する例外

- (1) 本節の (a) 項の一般的な最終用途禁止事項にも係らず、米国又はカナダ以外のいずれかの港湾又は空港（カントリーグループ D:1（中国を除く）（EAR § 740 付則 1 参照）の港を除く）に停泊若しくは駐機している米国又はカナダ船籍の特定の船舶又は航空機により或いはその船舶又は航空機で使用するために、本節の (b) (3) 項で定める貨物の輸出及び再輸出を行なうことができる（ただし、当該貨物が次のすべてに該当する場合に限る）：**[5]**
 - (i) 貨物が引き渡される船舶又は航空機の管理者、所有者又は代理人により発注されたものであること；
 - (ii) 当該船舶又は航空機の船上（機上）で使用又は消費されることを意図し、かつ、その適切な運航のために必要であること；

[5] 輸出許可が必要な場合、EAR § 748.2 及び § 748.4 (g) を参照しなさい。

- (iii) 最大必要期間中において通常でかつ妥当な種類と数量であること（ただし、船舶用燃料油又は航空機燃料の通常かつ妥当な量については、片道の航海又は飛行に必要な量のみであるとみなされる場合を除く）；及び
 - (iv) 電子輸出情報（EEI）が自動輸出システム（AES）に外国貿易規則（FTR）（15 CFR part 30）の要求事項に従って申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、貨物（燃料を除く）のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の航空機向けにその航空機自体で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。
- (2) 米国又はカナダの航空会社の施設又は代理店に向けての輸出
- 本節の(e)項で定める貨物（燃料を除く）の輸出及び再輸出は、当該貨物が次に掲げるすべてに該当する場合、カントリーグループ D:1（中国を除く）（§ 740 付則 1 参照）を除くすべての米国外の仕向地に所在する米国又はカナダの航空会社の施設若しくは代理店に向けて行なうことができる：
- (i) 米国又はカナダの航空会社より発注され、かつ米国外の自社の施設又は代理店に引き渡されるもの；
 - (ii) 米国又はカナダのいずれかで登録された航空機のメンテナンス、修理又は運航を目的とし、かつ、その航空機の適切な運航のために必要なもの（ただし、当該航空機が、カントリーグループ D:1（中国を除く）（§ 740 付則 1 参照）に所在し、或いは当該国若しくは当該国の国民により所有、運航又は管理、リース又はチャーターされる場合を除く）；
 - (iii) 通常でかつ妥当な種類と数量であること；並びに
 - (iv) 電子輸出情報（EEI）が自動輸出システム（AES）に外国貿易規則（15 CFR part 30）の要求事項に従って申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、これらの貨物のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の施設又は代理店に向けて、その航空機の運航で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。
- (3) 適用できる貨物
- この § 744.7 は、本節の(b)項の条項を条件として、以下にリストされた貨物に適用される：
- (i) 燃料（原油を含む）、原油以外の石油製品であって、海軍石油保留地以外から生産又は誘導されたもの（EAR § 754.3 参照）、並びに当該石油製品と原油の混合物；
 - (ii) 甲板、エンジン並びに港と航海の双方に必要な客室乗務員部門の備品、食料、及び補給品（ただし、EAR § 754 付則 1 にリストされている石油製品（原油を除く）が海軍石油保留地以外から生産又は誘導されたものに限る（EAR § 754.3 参照））；
 - (iii) 内科及び外科の補給品；
 - (iv) 食料貯蔵品；
 - (v) 乗組員の身の回り品；
 - (vi) 客室用品又は補給品；並びに
 - (vii) 備品及び補修部品。

§ 744.8 大統領令 13382 (大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者の資産の凍結) に基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限事項

BIS は、2005 年 6 月 28 日の大統領令 13382 (大量破壊兵器の拡散者及び彼らの支援者) の中で或いはこれに基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限を維持している。大統領令 13382 は、米国内に在住する者若しくは米国の管轄内に到来した者又は米国人の所有範囲若しくは管理範囲にある者であって、大統領令 13382 の中で指名された者又は大統領令 13382 に基づいて指定された者の財産及び財産における権益を凍結している。財産又は財産における権益が大統領令 13382 に基づいて凍結されている者は、財務省海外資産管理局 (OFAC) により、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧に入れられた接尾辞 [NPWMD] によって、特定されている。本節は、大統領令 13382 の目的を推進するために、それらの同じ当事者に対して EAR 対象品目の輸出及び再輸出の輸出許可要件を課している。

(a) 輸出許可要求事項及び認可

(1) EAR の輸出許可要求事項

31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出については輸出許可が必要である。

(2) BIS の認可

- (i) 重複を避けるために、米国人は、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出に対し、BIS から別個の認可を求めない。31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされる当事者への米国からの輸出又は米国人による輸出若しくは再輸出を OFAC が認可した場合、その認可は、同様に EAR でいうところの認可とする。
- (ii) 米国人は、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされている当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出であって、大統領命令 13382 に基づく OFAC の規制権限の対象とならない取引については、BIS から認可を求めなければならない。
- (iii) 米国人以外の者は、31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされている当事者への EAR 対象品目の再輸出又は米国外からの輸出については、BIS から認可を求めなければならない。
- (iv) 31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされている当事者への EAR 対象品目の輸出又は再輸出であって、OFAC によって認可されていない取引については、EAR の違反である。
- (v) 31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされている当事者への EAR 対象品目の米国人による輸出又は再輸出であって、OFAC により規制の対象としない取引で、かつ、BIS によって認可されていない取引については、EAR の違反である。31 CFR Chapter V の附属書 A の中で、括弧の中の接尾辞 [NPWMD] によってリストされている当事者への EAR 対象品目の米国外からの輸出又は米国人以外の者による再輸出であって、BIS によって認可されていない取引については、EAR の違反である。
- (3) 他の EAR の輸出許可要求事項との関係
本節における輸出許可要求事項は、EAR の他の条項で示される他の要求事項に追加されるものである。

(b) 許可例外

本節で課せられる EAR の輸出許可要求事項については、いかなる許可例外も適用できない。

(c) 輸出許可方針

本節によって義務付けられる EAR の輸出許可申請は、通常、拒絶される。OFAC の輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。

(d) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。

§ 744.9 特定のカメラ、システム、又は関連する部分品の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

- (1) EAR の § 742.4、§ 742.6、§ 742.8、§ 746.1(b)、及び § 746.3 において国家安全保障、地域安定性、反テロリズム及び国連禁輸の理由で適用される輸出許可要求事項に加えて、ECCN 0A987 (ECCN 6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993.a で規制される貨物であって、6A003.b.4 の注釈 3.a の基準に合致するものを組み込んでいるもの)、6A002、6A003、若しくは 6A993.a (最大フレーム速度が 9Hz 以下であり、このため 6A003.b.4 の注釈 3.a の基準に合致するもの)、或いは 8A002.d で規定される貨物のカナダ以外のあらゆる仕向地への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）について、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の時点で、当該品目が次のいずれかに該当しているかインフォームされている場合、輸出許可を必要とする：
- (i) 本節の(d)項で定める“軍関連の最終需要者”により使用されるか、使用される意図がある；又は
- (ii) ECCN 0A919 で規制される“軍用貨物”に組み込まれるか、組み込まれる意図がある。
- (2) 本節の(a)(1)項で規定される輸出許可要求事項は、カントリーグループ A:1 国（§ 740 付則 1

参照) の政府のユニットによる軍の派遣の一部として再輸出又は移転されている場合、その項で規定される品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)には適用されない。

(b) BIS よりインフォームを受けた輸出者、再輸出者、又は再移転者に対する追加禁止事項

BIS は、本節の(a)項で定める使用者への転用又は“軍用貨物”への不正な組み込みの容認できないリスクがあると BIS が判断した理由により、ECCN 0A987 (ECCN 6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物、又は 6A993. a で規制される貨物であって、6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するものを組み込んでいるもの)、6A002、6A003、若しくは 6A993. a (最大フレーム速度が 9Hz 以下であり、このため 6A003. b. 4 の注釈 3. a の基準に合致するもの)、或いは 8A002. d で規定される貨物の指定された最終需要者への輸出、再輸出、又は移転に輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、輸出者、再輸出者、又は再移転者にインフォームすることができる。

当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。当該通知が口頭で与えられた場合、引き続き輸出管理担当の副次官補が署名した書面による通知が 2 就業日以内に届けられる。

(c) 輸出許可審査基準

本節により義務付けられる輸出許可申請は、国際武器取引規則 (22 CFR § 120~ § 130) のもとで適用される方針を適用することによって審査される。

(d) 軍関連の最終需要者

本節において、用語“軍関連の最終需要者”は、国家軍隊(陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊)に加えて、国家警備隊及び国家警察、政府の諜報組織若しくは偵察組織、又はその活動又は機能が、§ 744. 17(d) で定義される“軍事最終用途”を支援する目的を持つ者又は団体を意味する。

(e) 許可例外

本節の(a)及び(b)項の禁止事項の対象となる出荷であって、EAR § 740. 11(b) (2) (ii) に基づいて是認される米国政府に引き渡されるもの及び米国政府の公務で使用するためのものについては、許可例外 G0V のもとに出荷することができる。本条項は、米国政府機関に引渡され、かつ、米国政府機関の公務で使用するための品目に適用できる。本節の(a)及び(b)項で定める禁止事項には、他の許可例外は適用されない。

§ 744. 10 ロシア国内の特定の団体に対する制限事項

(a) 一般禁止事項

ロシア国内の特定の団体は、本章の付則 4(エンティティリスト[インフォーム顧客リスト])に掲載されている。(EAR § 744. 1(c) も参照しなさい。)

当該団体への EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)に対しては、エンティティリストで指定される範囲において、輸出許可を必要とする。

(b) 例外

本節の(a)項で定める禁止事項には、どの許可例外も適用されない。

(c) 輸出許可審査基準

これらの団体に向けての EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の申請は、拒絶されるとの想定のもとに審査される。

§ 744. 11 米国の国家安全保障又は外交政策上の国益に反して行動する団体に適用される輸出許可要求事項

BIS は、本節の基準に基づいて、外国政策上の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の輸出許可要求事項、許可例外の適用に対する制限、並びに一連の輸出許可申請審査方針を課すことができる。このような要求事項、制限事項及び審査方針は、EAR の他の箇所で示されるものに付加される。輸出許可要求事項、許可例外の使用に対する制限及び輸出許可申請審査方針は、本節に関連付けてエンティティリスト(本

章の付則 4) に団体を追加することにより、さらにはエンティティリストにおいて当該団体に適用される輸出許可要求事項及び輸出許可申請の審査方針を明記することにより、本節のもとに課せられる。BIS は、ある団体が本節の (b) 項で定める行為にもはや従事しておらず、かつ、将来において当該行為に従事しそうな場合、エンティティリストから当該団体を削除することができる。BIS は、本節の方針を実行するために、個々の団体に適用される許可例外の制限及び輸出許可申請審査方針を変更することができる。BIS は、最終需要者審査委員会の裁定に従って、或いは個々の事案において適切な場合には、最終需要者審査委員会の裁定がエスカレートされる団体の決定に従って、本節の条項を執行する。最終需要者審査委員会は、本章の付則 5 で示される手続きに従う。

(a) 輸出許可要求事項、許可例外の適用可否、及び輸出許可申請審査方針

本節へのリファレンスを含むエントリーにおいて、エンティティリストにリストされる団体 [懸念顧客] に EAR 対象品目を輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) を行うには、エンティティリストで指定される範囲において、輸出許可が必要である。そのエントリーにおいて是認されない限り、許可例外を用いることができない。本節で義務付けられる輸出許可申請は、EAR の他の箇所で規定される他の適用される審査方針に加えて、そのエントリーで規定されるところにより、評価される。

(b) エンティティリストを変更するための基準

明確かつ明瞭に表現することができる事実に基づいて、団体が米国の国家安全保障又は外国政策上の国益に反する行為に、関与したこと、関与していること、又は関与している若しくは関与することになる重大なリスクを引き起こすと確信する妥当な根拠がある団体、並びに当該団体のために活動する者は、本節に従ってエンティティリストに追加することができる。本節は、輸出又は再輸出が本章の § 744. 12、§ 744. 13、§ 744. 14 又は § 744. 18 に従って輸出許可を必要とする当事者をエンティティリストに配置するために用いることはできない。本節は、EAR 対象品目の当事者への輸出又は再輸出が他の米国政府機関から禁止されているか、輸出許可を必要とする場合、当該当事者をエンティティリストに配置するために用いることはできない。本節は、EAR § 772. 1 で定義される米国人を、エンティティリストに配置するために用いることはできない。本項の事例 (1) から (5) は、米国の国家安全保障又は外交政策上の国益に反する可能性がある行為の例証となるリストを提供する。

(1) テロ行為に携わる者への支援

(2) 国務長官により国際テロ行為のために繰り返し支援を提供していると指定されている政府の軍事力又はテロ支援能力を強化する可能性がある行為

(3) 米国の国家安全保障若しくは外交政策上の国益に反する方法で通常兵器の輸送、開発、サービス、修理若しくは製造を行うこと、又は部品、部分品、技術若しくは当該行為に対する融資を提供することによって上記の輸送、サービス、修理、開発又は製造を可能にすること

(4) BIS 又は国務省防衛取引管理部によって或いはこれらに代わって実施される最終用途審査の遂行について、審査される取引当事者又は品目についてアクセスを排除したり、それについての情報提供を拒否したり、或いはそれについて虚偽の若しくは誤解を招く情報を提供することにより、妨げること。

この事例における行為には以下を含む：

審査を容認することを明白に拒絶すること、虚偽の情報若しくは誤解を招く情報を提供すること、又は審査の発生を事実上妨げること又は審査を不正確又は無用なものにする遅延行為又は回避行為をすること。たとえリストされるべき当事者による明白な拒絶が要求されない場合であっても、リストされるべき当事者の行為と、完全で、正確でかつ有用な審査を手がけることができないこととの間の結びつきは必要である。

(5) EAR に違反するリスクを引き起こす行為に携わること (その行為が、当事者が関与している輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) の事前の審査と輸出許可の条件設定又は輸出許可の拒絶を課すことが、BIS の EAR 違反防止能力を強化すると最終需要者審査委員会が確信する十分な懸念を引き起こさせる場合)。

§ 744. 12 大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定された者 (特別指定国際テロリスト) (SDGT) への輸出及び再輸出に対する制限事項

BIS は、2001 年 9 月 23 日の大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定された者への輸出及び再輸出に対する制限 (テロ犯行者、テロ犯行威嚇者若しくはテロ支援者の資産の凍結及び取引の禁止) を維持し

ている。これらの者には、大統領令 13224 の付属書の中でリストされた個人及び団体に加えて、その後、この大統領令で示された基準に基づいて国務長官又は財務長官により指定された者を含んでいる。大統領令 13224 に基づいて、財務省海外資産管理局 (OFAC) は、31 CFR part 594 (国際テロ制裁規則) を維持している。OFAC は、官報において大統領令 13224 に基づき指定された者の名前を公表し、かつ、31 CFR Chapter V の付属書 A (OFAC により管理される各種制裁プログラムの対象となる者をリストしている) に当該者を収載している。国務省も、官報において大統領令 13224 に基づいて指定された外国人の名前を公表している。大統領令 13224 の中で或いはこれに基づいて指定されたすべての者は、31 CFR Chapter V の付属書 A に、括弧付きの記号 [SDGT] により識別され、特別指定国際テロリスト (SDGT) としても知られている。

(a) 輸出許可要求事項

- (1) EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。
- (2) 重複を避けるため、米国人は、EAR と大統領令 13224 に基づく OFAC の規制権限の双方の対象となる品目の SDGT への輸出又は再輸出に対して、別個の認可を求める必要はない。従って、SDGT に向けての米国からの輸出又は米国人による輸出若しくは再輸出を OFAC が認可すれば、BIS の別個の認可を得る必要がない。
- (3) 米国人は、EAR 対象品目であって、31 CFR part 594 における OFAC の国際テロ制裁規則の対象ではないものの SDGT への輸出又は再輸出については、BIS に認可を求めなければならない。
- (4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の SDGT への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。
- (5) EAR と大統領令 13224 に基づく OFAC の規制権限の双方の対象となる品目の SDGT への輸出又は再輸出であって、かつ、OFAC により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (6) EAR 対象品目であって、OFAC による規制の対象ではないものの SDGT への米国人による輸出又は再輸出であって、かつ、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。EAR 対象品目の SDGT への米国人以外の者による再輸出又は米国外からの輸出であって、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。

(b) 例外

EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用できない。

(c) 輸出許可方針

EAR 対象品目の SDGT に向けての輸出又は再輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFAC の輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。

(d) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請書には適用されない。

§ 744. 12 に対する注：本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a) (1) 及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さらに、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a) (1) 及び 2339A を含む）に順守することから何人も免除するものでもない。

§ 744. 13 大統領令 12947 に基づき指定された者 (特別指定テロリスト) (SDT) への輸出及び再輸出に対する制限事項

1995 年 1 月 23 日の大統領令 12947 の目的に沿って、BIS は特別指定テロリスト (SDT) に向けての輸出及び再輸出に対する制限を維持している。大統領令 12947 は、中東和平のプロセスを崩壊させるために威嚇するテロリストと米国人が取引することを禁止している。大統領令に基づいて、財務省海外資産管理局 (OFAC) は、31 CFR part 595 (テロ制裁規則) を維持している。31 CFR Chapter V の付属書 A の中で、31 CFR part 595 に基づいて、これら特別指定テロリストは、括弧付きの記号 [SDT] を付けて識別されている。以下に示す要求事項は、大統領令 12947 の目的を推進するものである。

(a) 輸出許可要求事項

- (1) EAR 対象品目の SDT に向けての輸出及び再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。
- (2) 重複を避けるため、米国人は、EAR と 31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の双方の対象となる品目の SDT への輸出又は再輸出に対して、別個の認可を求める必要はない。従って、米国人による SDT に向けての品目の輸出又は再輸出を OFAC が認可すれば、BIS の別個の認可を得る必要がない。
- (3) 米国人は、EAR 対象品目ではあるが、31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の対象ではない品目の SDT への輸出又は再輸出については、BIS に認可を求めなければならない。
- (4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の SDT への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。
- (5) EAR と 31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の双方の対象となる品目の米国人による SDT への輸出又は再輸出であって、かつ、OFAC により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (6) EAR 対象品目であって、31 CFR part 595 における OFAC のテロ制裁規則の対象でないものの SDT への米国人による輸出又は再輸出であって、かつ、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。EAR 対象品目の SDT への米国人以外の者による再輸出又は米国外からの輸出であって、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。

(b) 例外

EAR 対象品目の SDT に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用できない。

(c) 輸出許可方針

EAR 対象品目の SDT に向けての輸出又は再輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFAC の輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。

(d) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。

§ 744.13 に対する注：本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さらに、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）に順守することから何人も免除するものでもない。

§ 744.14 指定された外国テロリスト組織 (FTO) に向けての輸出及び再輸出に対する制限事項

移民及び国籍法 (INA) (改正版) (8 U. S. C. 1189) の § 219、並びに 1996 年制定のテロ防止及び効果的死刑法 (反テロ法) (18 U. S. C. 2339B) (公法 104-132、110 制定法第 1214-1319 号) の § 303 の目的に沿って、BIS は INA の § 219 に基づいて外国テロリスト組織 (FTO) に指定された組織に向けての輸出及び再輸出に対する制限を維持している。財務省海外資産管理局は、31 CFR part 597 (外国テロ組織制裁規則) を維持している。この規則は、米国金融機関に対して、当該米国金融機関の所有又は管理範囲下にある指定 FTO の資産が関係するすべての金融取引を凍結することを義務付けている。反テロ法の § 303 は、米国内に居住している者又は米国の司法権の対象となる者が、知っていながら、指定された FTO に重大な援助又は資源を提供することを禁止し、また、処罰すべき違反には米国家典第 18 編に基づく刑事罰を科す。これらの指定された FTO は、31 CFR Chapter V の付属書 A にリストされ、末尾に括弧付きの記号 [FTO] を付けて識別されている。INA の § 219 の基準に合致すると裁定された外国組織の指定は、國務長官又は國務長官が指名した者により官報での公表により効力を生じる。

(a) 輸出許可要求事項

- (1) EAR 対象品目の FTO に向けての輸出及び再輸出には、輸出許可要求事項が適用される。
- (2) 米国人は、EAR 対象品目の FTO に向けての輸出及び再輸出のために、BIS に認可を求めなければならない。

- (3) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の FTO への再輸出又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。
- (4) EAR 対象品目のいかなる者による輸出又は再輸出であっても、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (5) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。

(b) 例外

本節の(a)項で定める品目の FTO に向けての輸出又は再輸出には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用できない。

(c) 輸出許可方針

本節の(a)項により特定されるすべての品目の FTO に向けての輸出及び再輸出申請は、それらが 18 U. S. C. 2339A(b) に定義される重大な援助又は資源を構成する限り、通常は拒絶される。

(d) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。

(e) SDT 又は SDGT としても指定された FTO

FTO が SDT (§ 744.13 で定める) 又は SDGT (§ 744.12 で定める) でもある場合には、§ 744.13 又は § 744.12 で示される輸出許可要求事項及び輸出許可方針が適用される。

§ 744.14 に対する注: 本節は、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）の適用範囲について施行したり、解釈したり、或いはを制限するものではなく、さらに、刑罰法規（これに限定されるものではないが、18 U. S. C. 2339B(a)(1) 及び 2339A を含む）に順守することから何人も免除するものでもない。

§ 744.15 未証明者リスト [Unverified List] にリストされた者への輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に関する制限事項

(a) 一般要求事項

EAR の他の部分で示される要求事項に加えて、未証明者リスト (UVL) でリストされた取引当事者が関与する EAR 対象の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、本節の(b)項に従って行われなければならない。本節の(c)項で規定される基準に基づくエンドユーザー規制の対象となる外国人の名前及び住所は、本章の付則 6 で見出せる未証明者リストで特定される。EAR の他の部分で見出せる要求事項（限定されるものではないが、輸出許可要求事項、EAR § 758.1(b)(8) に基づく記録提出要求事項、及び EAR § 740.2(a)(17) で規定される許可例外に対する制限事項を含む）についても適用される。

(b) UVL の申告書

EAR の対象となる輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）であって、輸出許可要求事項の対象ではないもののうち、EAR § 748.5 で規定される当事者として未証明者リストにリストされた者が関与するものを始める前に、輸出者、再輸出者、又は移転（国内における移転）を行う者は、本節で示される条項に従って、当該者から UVL の申告書を取得しなければならない。その申告書は、EAR § 762 に従って保持しなければならない。

- (1) 同じ当事者間の同じ品目の複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して、その当事者の名前、その品目の説明及び ECCN が正しい限り、1 通の UVL の申告書が使用できる。複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して 1 通の UVL の申告書が使用される場合、輸出者、再輸出者、又は移転（国内における移転）を行う者は、本節に基づいて行われたそれぞれの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を特定するログ又はその他の記録並びに UVL の申告書（そのたびごとに関連する特定の UVL の申告書）を保持しなければならない。そのログ又は記録は、EAR § 762 に従って保持されなければならない。

- (2) UVL の申告書は、UVL の当事者を合法的に拘束する十分な権限を持つ個人により書面で署名及び日

付が入れられるとともに、以下の内容を記述しなければならない：

- (i) UVL の当事者の名前；漏れなく記入された実際の住所（異なる場合、発送先住所、企業の住所、及び最終需要者の住所を含む）（私書箱を単にリストするだけでは不十分である）；電話番号；fax 番号；email アドレス；利用できる場合）ウェブサイト；並びに UVL の申告書に署名する個人の名前及び肩書き。
- (ii) 米国輸出管理規則（EAR）（15 CFR § 730 から § 772）で禁止されているいかなる用途にも当該品目を使用しないことの合意、及び EAR で禁止されているいかなる仕向地、用途又は使用者にも当該品目を再輸出若しくは移転（国内における移転）をしないことへの合意。
- (iii) EAR 対象品目の最終用途、最終需要者、最終仕向国が[最終用途、最終需要者、最終仕向国を記入]であることの申告。
- (iv) 彼らが直近の 5 年間に当事者であった取引における EAR 対象品目に対する最終用途のチェック（許可前検証を含む）であって、米国商務省産業安全保障局により又はそれに代わって実施されるものに協力することへの合意。この協力には、そのチェックの時宜を得た実施を容易にすること及び EAR 対象品目の処理に関する十分に正確な情報を提供することを含む。
- (v) この書類及び EAR § 762 で保持されることが義務付けられているすべてのその他の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の記録のコピーを提供することへの合意。
- (vi) UVL の申告書に署名する個人が当事者を合法的に拘束する十分な権限を有していることの証明。

(c) 未証明者リストを改正するための基準

- (1) EAR の対象となる輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の当事者である外国人は、最終用途のチェック（例えば、許可前検証（PLC）又は出荷後検証（PSV））が米国政府の管理外にある理由で十分に完了できないために、BIS 又は BIS に代わって活動する米国司法省が当該者の真正性（すなわち、EAR の対象となる品目の最終用途及び最終需要者に関連する正当性及び信頼度）が証明できない場合、未証明者リストに加えられ可能性がある。

本節の (c) (1) (i) から (c) (1) (iii) 項の例は、それらの状況の例示的なリストを示すものである。

- (i) 最終用途のチェックの実施の間において、そのチェックの対象者が EAR 対象品目の処分について論証することができない。
- (ii) 最終用途のチェックの対象者の存在又は信憑性が証明できない（例えば、チェックの対象者が所在していない又は連絡することができない）。
- (iii) 受入側政府当局による協力の欠如が、実施されている最終用途のチェックを妨げている。
- (2) PLC 又は PSV を完了することにより EAR 対象品目を含む輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の最終需要者、荷受人、又はその他の当事者としてリストされている者の真正性を BIS が証明できる場合、BIS は未証明者リストからその者を削除する。受入側政府当局による協力の欠如により完了できない PLC 又は PSV に関係する限られた状況において、十分なものとするために、それに代わる真正性の検証プロセスが BIS により決定される場合がある。本項の基準に基づいて未証明者リストからある者を削除する決定は、EAR § 744.1(b) に基づいて BIS により行われる決定とは分離したものであって、本節の (d) 項により請求されなければならない。

(d) 未証明者リストに掲載された当事者の削除を請求するための手続き

未証明者リストに掲載されているいずれの者も、そのリスティングが修正又は削除されることを請求することができる。

- (1) すべての当該請求（その理由及び真正性を立証する情報（すなわち、EAR 対象品目の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の最終需要者、荷受人又はその他の当事者として未証明者リストにリストされた者の正当性及び信頼度）を含む）は、fax ((202) 482.0971) によるか、電子メール (UVLRequest@bis.doc.gov) により、米国商務省産業安全保障局執行分析部部長、14th Street and Pennsylvania Avenue NW., Room 4065, Washington, DC 20230482 に、書面で送付しなければならない。
- (2) 輸出執行担当の商務次官補代理は、EAR の対象となる輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）の当事者としてリストされている者の真正性の評価に基づいて、その請求を審査し、請求者に対して請求に関する裁定を書面で伝える。その裁定は、その請求に関する最終機関の措置となる。

§ 744.16 エンティティリスト

エンティティリスト（§ 744 付則 4）は、米国の国家安全保障上又は外交政策上の国益に反する行為に関与していること、又はこれらの行為に関与している若しくは関与しつつある重大なリスクになることが合理的に考えられる人々を特定している。このエンティティ[事業者]は、EAR § 744（規制方針：最終需要者及び最終用途）並びに § 746（禁輸及びその他の特別規制）に基づいて、エンティティリストに加えらる。

(a) 輸出許可要求事項

これによって、一般市民は、商務省規制品リスト（CCL）で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、あなたがエンティティリストで指定された品目の、リストされた事業者への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならないことを知らされる。リストされた各事業者に対する特別な輸出許可要求事項が、本章付則 4 のエンティティリストの輸出許可要求事項欄で特定されている。

(b) 許可例外

指定される品目のリストされた事業者への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）には、いかなる許可例外も適用できない（ただし、リストされたインド又はパキスタンの事業者を仕向地とする EAR § 740.2(a)(5) にリストされた品目に対する許可例外であって、民間航空の安全と民間旅客機の安全な運航を確保することを目的とするもの、並びに § 744.20 に基づいてエンティティリストに追加された事業者における場合（エンティティリストで指定される範囲に限る）を除く）。

(c) 輸出許可審査方針

(1) 通常の審査方針

リストされた事業者に対する輸出許可審査方針は、エンティティリストの輸出許可審査方針欄で特定されている。

(d) 最終需要者審査委員会（ERC）

最終需要者審査委員会（ERC）（商務省の代表（委員長）、国務省、エネルギー省及び必要に応じて財務省の各代表から構成される）は、エンティティリストへの追加、削除、又はその他の変更に関する全般的な決定を行う。

(e) 削除又は変更の要請

エンティティリストにリストされた事業者は、そのリストが削除又は変更されることを要求することができる。すべてのこのような要求（これらの根拠を収載したものを含む）は、書面で行い、以下の宛先に送付しなければならない：

商務省産業安全保障局最終需要者審査委員会委員長（14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Room 3886, Washington, DC 20230）。

(1) 審査

ERC（最終需要者審査委員会）は、このような要求を、本章の Supplement No. 5 で示される手続きに従って、審査を行う。

(2) BIS の措置

輸出管理担当の副次官補は、要求に対する裁定を書面でその要求者に伝達する。

その裁定は、その要求に対する当該機関の最終的な決定となる。

§ 744.17 マイクロプロセッサ及び関連する“ソフトウェア”及び“技術”であって、“軍事最終用途”のためのもの及び“軍事最終需要者”に向けてのものの特定の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に対する制限

(a) 一般禁止事項

EAR の他の箇所で規定される輸出許可要求事項に加えて、マイクロプロセッサ（“マイクロプロセッサ”、“マイクロコンピュータ”及びマイクロコントローラのうち、処理速度が 5GFLOPS 以上で、かつ、論理演算ユニットのアクセス幅が 32 ビット以上のもの（“情報セキュリティ”機能を組み込んだものを含む）又は上記のマイクロプロセッサの“製造”又は“開発”のための関連する“ソフトウェア”及び“技術”の輸

出、再輸出又は移転（国内における移転）について、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行う時点で、以下のことを知っているか、知り得る状況にあるか、又は BIS よりインフォームされた場合、輸出許可なしに行うことができない：

- ・この品目が、カントリーグループ D:1 でリストされる仕向国（EAR § 740 付則 1 参照）の国内において、本節の (d) 項で定める '軍事最終用途' のために用いられるか用いられることを意図している；又は
- ・この品目が、カントリーグループ D:1 でリストされる仕向国の国内において、本節の (e) 項で定める '軍関連の最終需要者' により用いられるか用いられることを意図している。

(b) BIS によりインフォームされた輸出又は再輸出に対する追加禁止事項

BIS は、本節の (a) 項で定める最終用途又は最終需要者に転用される容認できないリスクがあると BIS が判断した理由により、本節の (a) 項で規定される品目の指定された最終需要者への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）に輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いは EAR の改正を通して、輸出者、再輸出者又は移転者にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。当該通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する輸出者、再輸出者又は移転者の順守義務を免除することはない。

(c) 輸出許可審査基準

本節の対象となる品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の申請については、拒絶が見込まれる。

(d) 軍事最終用途

本節において、語句 '軍事最終用途' は、以下の品目に組込むことを意味する：

米国軍需品リスト (USML) (22 CFR part 121 国際武器取引規則) 若しくはワッセナーアレンジメント軍需品リスト（ワッセナーアレンジメントの Web サイト <http://www.wassenaar.org> に掲載されている）で定められる軍事品目；

末尾が "A018" の ECCN 若しくは "600 シリーズ" の ECCN に番号分類される貨物；或いは

USML 若しくはワッセナーアレンジメント軍需品リストで定められた軍事品目、又は末尾が "A018" の ECCN 若しくは "600 シリーズ" の ECCN に番号分類される貨物の "使用"、"開発"、"製造" 或いは配備のために設計された貨物。

本章の付則 1 は、"軍事最終用途" の事例をリストしている。

(e) 軍関連の最終需要者

本節において、用語 '軍関連の最終需要者' は、国家軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊）に加えて、国家警備隊及び国家警察、政府諜報組織若しくは政府偵察組織、その活動若しくは機能が、本節の (d) 項で定義される '軍事最終用途' を支援する目的を持つ者若しくは団体。

(f) 例外

本節の (a) 及び (b) 項で規定される禁止事項は、EAR の対象となる取引に別途適用されるいずれかの許可例外又は輸出許可不要 (NLR) の指定に優先する（ただし、この輸出許可要求事項は、品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）であって、EAR § 740.11 に基づいて認可される米国政府の当局者及び機関に向けてのもの若しくはそれらの代理人に向けてのもの又は協力国政府機関に向けてのものには適用されない）。'米国政府機関' の定義については EAR § 740.11 (b) (1) を、'協力国政府機関' の定義については EAR § 740.11 (c) (1) を参照のこと。

§ 744.18 大統領令 13315 の中で又はこれに基づいて指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限事項

2003 年 8 月 28 日の大統領令 (E. O.) 13315 ("旧イラク政権、その上級官僚及び彼らの家族の資産の凍結並び

に他の特定の措置の執行”)に沿って、BIS は、E. O. 13315 の中で又はこれに基づいて指定された者への輸出、再輸出及び移転に対する制限を維持している。これらの者には、大統領令 13315 の付属書にリストされた個人及び団体に加えて、この大統領令で示される基準に基づいて、その後に指定された者を含む。OFAC は、OFAC によって執行される種々の制裁プログラムの対象となる者をリストしている 31 CFR Chapter V の付属書 A の中で、E. O. 13315 に基づいて指名された者の名前を収載している。E. O. 13315 の中で又はこれに基づいて指定されるすべての者は、付属書 A の中で括弧付きの記号 [IRAQ2] で識別される。

(a) 輸出許可要求事項

- (1) 次に掲げる者への EAR 対象品目の輸出、再輸出又は移転には、輸出許可要求事項が適用される：
 - (i) 2003 年 8 月 28 日の大統領令 13315 の付属書にリストされた者；又は
 - (ii) 大統領令 13315 の対象であると裁定された者。
- (2) 重複を避けるため、米国人は、EAR と OFAC が維持している規則の双方の対象となる品目の本節の (a) 項で特定される者への輸出、再輸出又は移転に対し、BIS の別個の認可を求める必要はない。従って、本節の (a) 項で特定された者への米国からの輸出又は米国人による輸出、再輸出若しくは移転を OFAC が認可すれば、BIS からの別個の認可は不要である。
- (3) 米国人は、EAR 対象品目であって、OFAC が維持している規則の対象ではないものの本節の (a) 項で特定される者への輸出、再輸出又は移転については、BIS に認可を求めなければならない。
- (4) 米国人以外の者は、EAR 対象品目の本節の (a) 項で特定される者への再輸出若しくは移転又は米国外からの輸出について、BIS に認可を求めなければならない。
- (5) EAR と OFAC が維持している規則の双方の対象となる品目の米国人による本節の (a) 項で特定される者への輸出、再輸出又は移転であって、OFAC により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (6) EAR 対象品目であって、OFAC が維持している規則の対象ではないものの本節の (a) 項で特定された者への米国人による輸出、再輸出又は移転であって、かつ、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。EAR 対象品目の本節の (a) 項で特定された者への米国人以外の者による再輸出若しくは移転又は米国外からの輸出であって、BIS により認可されていないものは、EAR の違反となる。
- (7) これらの輸出許可要求事項は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。

(b) 例外

EAR 対象品目の、本節の (a) 項で特定された者への輸出、再輸出又は移転には、いかなる許可例外又はその他の BIS の認可も適用できない。

(c) 輸出許可方針

EAR 対象品目の本節の (a) 項で特定された者への輸出、再輸出又は移転のための輸出許可申請は、通常は拒絶される。OFAC の輸出許可要求事項の対象となる取引に関しては、OFAC に相談しなければならない。

(d) 契約書尊厳条項

契約書尊厳条項は、本節のもとに審査される輸出許可申請には適用されない。

§ 744. 19 指定された法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針

EAR の他の箇所における他の輸出許可方針にもかかわらず、取引当事者であるあらゆる者（すなわち、申請者、輸出許可証を受けることを認可されたその他の当事者、購入者、中間荷受人、最終荷受人又は最終需要者）が、本節の (a)、(b)、(c) 及び (e) 項で定める制裁の 1 つ以上を受けている場合、BIS は輸出又は再輸出許可申請を拒絶し、さらに当該取引の当事者である者が本節の (d) 項で定める制裁を受けている場合、商務省規制品リストにおいて MT 理由でリストされている品目の輸出又は再輸出許可申請を拒絶する。

(a) 1992 年制定のイランイラク武器不拡散法 (50 U. S. C. 1701 note) に従って発令される制裁—制裁を受けた者に向けての輸出許可の発行又は制裁団体による輸出許可証の発行を禁じている。

(b) イラン、北朝鮮及びシリア不拡散法 (50 U. S. C. 1701 note) に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法（改正版）(50 U. S. C. app. 2401–2420 [米国法第 50 編付則第 2401 章から第 2420 章]) 又は輸出管理規則のもとに輸出が規制されている品目の外国の者への移転に対して輸出許可を与えるこ

とを禁じ、かつ、既存の輸出許可の停止を求めている。

- (c) 1979 年制定の輸出管理法（改正版）(50 U.S.C. app. 2401-2420) の § 11B(b) (1) (B) (ii) に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法（改正版）に従って規制される品目の制裁を受けた者への新たな輸出許可証の発行を禁じている。
- (d) 1979 年制定の輸出管理法（改正版）(50 U.S.C. app. 2401-2420) の § 11B(b) (1) (B) (i) に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法（改正版）に従って規制される MTCR の付属書に掲載されている装置又は技術の制裁を受けた者への新たな輸出許可証の発行を禁じている。
- (e) 1996 制定のイラン制裁法(50 U.S.C. 1701 note) に従って発令される制裁—1979 年制定の輸出管理法（改正版）(50 U.S.C. app. 2401-2420) に基づいて制裁を受けた者への何らかの貨物又は技術の輸出に対して、特定の輸出許可を発行すること又はその他の特定の許可若しくは権限を与えることを禁じている。

§ 744. 20 特定の制裁団体に適用される輸出許可要求事項

BIS は、国務省により制裁を受けた特定の団体に関して、外交政策上の規制として、輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の輸出許可要求事項を課し、さらに、輸出許可方針を設定することができる。この輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、EAR の他の個所で示されるその他の要求事項に追加されるものである。制裁及び国務省が制裁を課す根拠となる法的典拠が、何らかの輸出許可要求事項及び輸出許可方針を課すことを要求しなかったり、権限を与えない場合であっても、本節に従って、輸出許可要求事項及び輸出許可方針を課すことができる。輸出許可要求事項及び輸出許可方針は、本節に基づいて、本節の(a)、(b)及び(c)項に従って、ある団体をエンティティリストに加えることにより、課せられる。

(a) 一般要求事項

国務省により制裁を受けた特定の団体は、本節のリファレンスをつけて、本章の付則 4（エンティティリスト）にリストされる。このような団体に対しては、エンティティリストで指定される範囲において、いかなる品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)にも輸出許可が義務付けられている。

(b) 許可例外

エンティティリストで明確に認可されていない限り、このような団体への輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)にいかなる許可例外も用いることができない。

(c) 輸出許可方針

このような団体への輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)の申請は、エンティティリストで示される輸出許可方針に従って審査される。

§ 744. 21 中国（PRC）における特定の'軍事最終用途'又はロシア若しくはベネズエラにおける'軍事最終用途'若しくは'軍関連の最終需要者'に対する制限事項

(a) (1) 一般禁止事項

商務省規制品リスト（CCL）で指定される品目に対する輸出許可要求事項に加えて、あなたが、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の時点で、次のいずれかに該当する場合、§ 744 付則 2 にリストされる EAR 対象品目を、輸出許可なしに、中国、ロシア若しくはベネズエラに輸出、再輸出又は移転（国内における移転）することができない：

- (i) 上記の品目が全体として若しくは部分的であっても、中国の国内における'軍事最終用途'（本節の(f)項で定義される）又はロシア若しくはベネズエラにおける'軍事最終用途'若しくは'軍関連の最終需要者'に向けられるとの認識（§ 772.1 で定義される）をあなたが持っている場合；又は
- (ii) 上記の品目が全体として若しくは部分的であっても、中国における'軍事最終用途'又はロシア若しくはベネズエラにおける'軍事最終用途'若しくは'軍関連の最終需要者'に向けられるか、向けられる可能性があることを、本節の(b)項で定めるところにより、あなたが BIS よりインフォームされた場合。

(2) 一般禁止事項

商務省規制品リスト (CCL) で指定される 9x515 及び“600 シリーズ”の品目に対する輸出許可要求事項に加えて、あなたは、中国、ロシア又はベネズエラに向けて輸出許可なしに 9x515 又は“600 シリーズ”の品目(9x515”又は 600 シリーズ”の ECCN で規定される y 項で規定される品目を含む)を輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) してはならない。輸出、再輸出、又はロシア内での移転に関して、国際宇宙ステーション (ISS) 内での使用、ISS に伴う使用、又は ISS のための使用は、本項の一般的禁止事項の適用範囲 (ISS への打ち上げを含む) にはあたらない。(ISS の定義については、EAR § 740.11(e)(1) を参照のこと)。

(b) BIS によってインフォームされたことに対する追加禁止事項

BIS は、中国における‘軍事最終用途’の行為における使用若しくはそれらへの転用又はロシア若しくはベネズエラにおける‘軍事最終用途’若しくは‘軍関連の最終需要者’のための転用若しくはそれらへの転用の容認できないリスクがある理由により、いずれかの品目の特定の輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) に輸出許可が必要であることを、個々に特定の通知を行うか、或いは官報で公示される EAR の改正を通して、或いは官報で公示される単独の告示を通して行うのかのいずれかにより、あなたにインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後 2 就業日以内に、輸出管理担当の副次官補又は輸出管理担当の商務省副次官補が指名した者により署名された書面によりフォローされる。BIS の通知がない場合であっても、本節の (a) 項の輸出許可要求事項に対する輸出者の順守義務を免除することはない。

(c) 許可例外

本節の (a) 項及び (b) 項で定める禁止事項にもかかわらず、EAR § 740.11(b)(2)(i) 及び (ii) 項で示される許可例外 GOV の規定のもとに EAR 対象品目を輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) することができる。

(d) 輸出許可申請手続き

本節に従って輸出許可申請書を提出する場合、申請書の“additional information”[追加情報] ブロックに、“この申請書は EAR § 744.21 (中国の特定の軍事最終用途に対する制限事項又はロシア若しくはベネズエラにおける‘軍事最終用途’若しくは‘軍関連の最終需要者’に対する制限事項) の輸出許可要求事項のために提出するものである。”と記載しなければならない。これに加えて、申請書の追加情報ブロック又は付属書類のいずれかに、中国については当該品目の軍事最終用途に関して知っているすべての情報を、ロシア若しくはベネズエラについては当該品目の‘軍事最終用途’及び‘軍関連の最終需要者’に関して知っているすべての情報を記載しなければならない。輸出許可申請書と一緒に付属書類を提出する場合、その申請書の“additional information”[追加情報] ブロックに、その付属書類のリファレンスをつけなければならない。

(e) 輸出許可審査基準

- (1) 本節の (a) 項で定める品目の輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) の申請は、その輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) が、中国、ロシア、又はベネズエラの軍事力に重大な貢献をするか否か、並びに米国の国家安全保障上の国益に反するそれらの国々の軍事活動を進展させる結果になるか否かを裁定するため、ケースバイケースで審査される。輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) がそのような貢献をすると裁定された場合、その輸出許可は拒絶される。
- (2) 申請は、最終用途が特定の拡散行為に関係する可能性がある場合、EAR § 742.2(b)(4)、§ 742.3(b)(4) 及び § 742.5(b)(4) で示される生物化学兵器 核不拡散又はミサイル技術の審査方針のもとに審査されるものとする。
- (3) その他の理由で輸出許可が必要な品目の申請であって、軍事最終用途のために中国を仕向地とするもの又は‘軍事最終用途’若しくは‘軍関連の最終需要者’のためにロシア若しくはベネズエラを仕向地とするものについても、本節の (e) (1) 項で述べられる審査方針の対象となる。

(f) 軍事最終用途

本節において、“軍事最終用途”は以下のことを意味する：

米国軍需品リスト (USML) (22 CFR part 121、国際武器取引規則) で定める軍事品目への組込み；
 ワッセナーアレンジメント軍需品リスト (ワッセナーアレンジメントのウェブサイト <http://www.wassenaar.org> で定められている) で定める軍事品目への組込み；
 末尾が“A018”の ECCN 若しくは“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される品目への組込み；又は
 USML 若しくはワッセナーアレンジメント軍需品リストで定める軍事品目又は末尾が“A018”の ECCN 若しくは“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される品目の“使用”、“開発”又は“製造”のためのもの。
 “軍事最終用途”は、§ 744 付則 2 で示される ECCN 9A991 に分類される品目の“配備”も意味する。

本節の(f)項の注釈：

(1) EAR § 772 で定義される通り、

“使用”は、操作、据付 (現場での据付を含む)、保守 (点検)、修理、オーバーホール及び分解修理を意味する；

“開発”は、連続生産の前のすべての段階に関連する次のようなものである：

設計、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト；そして
 “製造”は、例えば以下のようなすべての製造工程を意味する：

生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て (マウント)、検査、試験、品質保証。

(2) 本節でいうところにおいて、

“操作”は、意図する機能を引き起こすことを意味する；

“据付”は、使用のために準備することを意味し、接続、統合、組込み、ソフトウェアのローディング及びテストを含む；

“保守”は、品目を、その意図した目的のために、その元来の或いは設計された能力及び効率を発揮する作業を行うことを意味し、テスト、測定、調整、点検、部品交換、復旧、較正、オーバーホールを含む；そして

“配備”は、戦闘隊形に配置すること又は適切な戦略上の地点に置くことを意味する。

(g) 軍関連の最終需要者

本節において、用語‘軍関連の最終需要者’とは、国軍 (陸軍、海軍、海兵隊、又は沿岸警備隊) とあわせて、州兵及び国家警察、政府の諜報機関若しくは偵察組織、又は活動若しくは任務が本節の(f)項で定義される‘軍事最終用途’を支援することを目的とするすべての者若しくは団体をいう。

(h) 契約に対する効力。ベネズエラ：

輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) を伴う取引であってベネズエラに向けてもの又はベネズエラの国内におけるものは、当該取引につての契約が「2014年11月7日以前に署名されたものである場合、§ 744.21 の条項の対象とはならない。

§ 744.22 [Reserved]

§ 744 付則 1－ § 744.17 の軍事最終用途の事例

(a) ECCN 3A991. a.1 に分類される汎用のマイクロプロセッサの軍事最終用途（本章の § 744.17 (d) で定められる）の事例には、次に掲げるいずれかの“使用”、“開発”、“製造”又は配備に、当該マイクロプロセッサを使用することを含む：

- 1) 巡航ミサイル；
- 2) 軍用航空機及びヘリコプターの電子装置セット；
- 3) 探査、標的、若しくは追跡用レーダーシステム；
- 4) 指揮／管制／通信システム若しくはナビゲーションシステム；
- 5) 軍事偵察、監視若しくは戦闘支援を行うことができる無人航空機；
- 6) ロケット若しくはミサイルシステム；
- 7) 電子情報戦システム；又は
- 8) 軍事作戦支援に適した諜報、偵察若しくは監視システム。

(b) [Reserved]

§ 744 付則 2 § 744. 21 の軍事最終用途の輸出許可要求事項の対象となる品目リスト

以下の品目は、記述される通り、§ 744. 21 に掲げる軍事最終用途の輸出許可要求事項の対象である。

(1) カテゴリー1—材料、化学製剤、微生物及び毒素

- (i) 1A290 1,000 キログラム超の積荷において、X線装置、X線撮影装置若しくは遠隔治療装置、放射線熱電発生器又は放射性物質の輸送容器に遮蔽状態で含まれる劣化ウラン（同位元素ウラン 235 の含有率が 0.711%より低いウラン）。
- (ii) 1C990 “複合材料”の構造体で使用される繊維（1C010 又は 1C210 で規制されるものを除く）であって、比弾性率が 3,180,000m 以上で、かつ、比強度が 76,200m 以上のもののうち、ガラス、アラミド又はポリエチレン以外のものに限定される。
- (iii) 1C996 合成ハイドロカーボン油を含む作動油であって、規制品目表に掲げるすべての特性を有するもの。
- (iv) 1D993 1C210.b 又は 1C990 で規制される装置又は材料の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
- (v) 1D999 1B999.e（カテゴリー1で規制されるプリプレグの製造のために特別に設計したもの）で規制される装置のための 1D999.b で規制される特定のソフトウェアであって、他のエントリーで指定されていないものに限定される。
- (vi) 1E994 1C990 で規制される繊維（ガラス、アラミド又はポリエチレンを除く）の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”に限定される。

(2) カテゴリー2—材料加工

- (i) 2A991 軸受及び軸受装置であって、2A001 で規制されないもののうち、動作温度が 573K (300°C) を超えるものに限定される。
- (ii) 2B991 “数値制御”工作機械であって、直線軸の全長について測定したときの“全適用可能補正”を行った位置決め精度が、9µm 未満の（良い）もの；及び 2B991.d.1.a で規制される工作機械に限定される。
- (iii) 2B992 高品位な鏡面を生成するための非“数値制御”工作機械、及びこれらのために特別に設計した部分品。
- (iv) 2B996 寸法検査又は測定システム若しくは装置（2B006 で規制されるものを除く）であって、測定軸の測定の不確かさが、どの測定軸においても、 $(1.7+L/1000) \mu\text{m}$ 以下の（良い）ものに限定される（L は、測定軸の長さ(mm)）。

(3) カテゴリー3—エレクトロニクス 設計、開発及び製造

- (i) 3A992.g アナログデジタル変換技術を使用したデジタルオシロスコープ及びトランジェントレコーダであって、1秒につき 2.5 ギガサンプル超の間隔で、連続して単発入力をサンプリングすることにより過渡現象を記憶することができるものに限定される。
- (ii) 3A999.c すべてのフラッシュ放電型の X線装置、及びこれらのために設計したパルス出力装置の部分品（マルクス型発生器、高出力パルス形状ネットワーク、高電圧コンデンサ及びトリガーを含む）。
- (iii) 3E991 サンプリング速度が 1秒につき 2.5 ギガサンプル超のデジタルオシロスコープ及びトランジェントレコーダ（3A992.g で規制されるもの）の“開発”、“製造”又は“使用”に係る General Technology Note の対象となる“技術”に限定される。

(4) カテゴリー4—コンピュータ

- (i) 4A994 コンピュータ（4A001 又は 4A003 で規制されないもの）であって、加重最高性能（“APP”）が 0.5 実効テラ演算(WT)を超えるものに限定される。
- (ii) 4D993 “プログラム”の試験及び検証用の“ソフトウェア”、“ソースコード”の自動生成を可能にする“ソフトウェア”及びオペレーティングシステム“ソフトウェア”であって、実時間処理を行う装置のために特別に設計したもの。
- (iii) 4D994 4A101 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計若しくは改造し

た“ソフトウェア”に限定される。

(5) カテゴリー5—(Part 1) 通信

- (i) 5A991 通信装置であって、219K (-54°C) から 397K (124°C) の温度範囲を超えて動作するように設計したもの (5A991. a で規制されるもの)、直交振幅変調 (QAM) 技術を用いた無線装置 (5A991. b. 7 で規制されるもの) 及び 10. 5GHz を超えて使用できるフェーズドアレーアンテナ (5A991. f で規制されるもの、国際民間航空機関 (ICAO) 標準 (マイクロ波着陸システム (MLS)) に準拠する着陸管制システムを除く) に限定される。
- (ii) 5D991 5A991. a、5A991. b. 7 及び 5A991. f で規制される装置、又は 5A991. a、5A991. b. 7 及び 5A991. f で規制される装置の“開発”、“製造”若しくは“使用”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”の、“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”に限定される。
- (iii) 5E991 5A991. a、5A991. b. 7 若しくは 5A991. f で規制される装置、又は 5A991. a、5A991. b. 7 及び 5A991. f で規制される装置の“開発”、“製造”若しくは“使用”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”の、“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”に限定される。

(6) カテゴリー6—センサーとレーザー

- (i) 6A995 “レーザー発振器”であって、6A005 又は 6A205 で規制されないもの。
- (ii) 6C992 光センサー用の光ファイバー (6A002. d. 3 で規制されないもの) であって、‘ビート長’が 500mm (高複屈折率) 未満になるように構造的に改質されたもの、又は 6C002. b では定められていない光学センサーの材料であって、かつ、亜鉛含有量が‘モル比’で 6%以上のももの。
- (iii) 6A993 6A003 又は 6A203 で規制されないカメラであって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)。

(7) カテゴリー7—ナビゲーション及びアビオニクス

- (i) 7A994 その他の方向探知航法装置、航空機局通信装置、すべての航空機慣性航法装置 (7A003 又は 7A103 で規制されるものを除く) 及びその他のアビオニクス装置 (部品及び部分品を含む) であって、他のエントリーで特定されていないもの。
- (ii) 7B994 航法装置及びアビオニクス装置の検査、試験又は“製造”に係るその他の装置。
- (iii) 7D994 ナビゲーション、航空機局通信及びその他のアビオニクス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“ソフトウェア” (他のエントリーで特定されていないもの)。
- (iv) 7E994 ナビゲーション、航空機局通信及びその他のアビオニクス装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術” (他のエントリーで特定されていないもの)。

(8) カテゴリー8—海洋関連

- (i) 8A992 水中用のシステム又は装置 (8A001 又は 8A002 で規制されないもの)、及びこれらのために“特別に設計された”“部品”に限定される。
- (ii) 8D992 8A992 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。
- (iii) 8E992 8A992 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”。

(9) カテゴリー9—推進装置、衛星及び関連装置

- (i) 9A991 “航空機” (他のエントリーで指定されていないもの)、並びにガスタービンエンジンであって、9A001 又は 9A101 で規制されていないものに限定される。
- (ii) 9D991 9A991 又は 9B991 で規制される装置の“開発”又は“製造”のための“ソフトウェア”。
- (iii) 9E991 9A991 又は 9B991 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のための“技術”。

§ 744 付則 3 § 744.2(a)において特定の核最終用途制限の対象としない国

- (a) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア（サンマリノ及び教皇庁を含む）、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国

§ 744 付則 4 エンティティリスト

§ 744 付則 4 は、別個の電子ファイルである。

[744spir のファイル (http://www.bis.doc.gov/policiesandregulations/ear/744_supp4.pdf) を参照しなさい。]

§ 744 付則 5 最終需要者審査委員会のエンティティリスト裁定についての手続き

最終需要者審査委員会（ERC）（商務省、国務省、国防総省、エネルギー省及び該当する場合には財務省の代表者で構成される）は、エンティティリストの追加、削除又は変更を行うためのすべての裁定をする。ERC は、商務省が議長をつとめ、エンティティリストへのエントリーの追加について多数決ですべての決定を行い、エントリーの削除若しくは変更については全会一致によってすべての裁定を行う。エンティティリストへのエントリーの追加又は既存のエンティティリストの変更を裁定する際に、ERC は、その裁定の根拠を与える EAR の 1 つ以上の節についても明確にする。それに加えて、追加又は変更の根拠を形成する 1 つ以上の節が、輸出許可要求事項、輸出許可申請の審査方針又は許可例外の適用可否について規定していない場合、ERC は、その団体への出荷に対して、輸出許可要求事項、輸出許可申請の審査方針及び（もし、あれば）どの許可例外が適用されるかを明記する。ERC に参加する機関は、エンティティリストのエントリーの追加、変更又は削除についての提案について、議長にその提案書を提出することにより行うことができる。ERC は、ERC が票決を延期することに全会一致で合意しない限り、議長が最初にすべてのメンバー機関に提案書を配布してから 30 日後以内に各提案書に対して票決を行う。メンバー機関が ERC の票決の結果に納得できない場合、その機関は、その事案を輸出政策諮問委員会（ACEP）に段階的に拡大することができる。ACEP の裁定に納得できないメンバー機関は、その事案を輸出管理審議会（EARB）に段階的に拡大することができる。EARB の裁定に納得できない機関は、その事案を大統領に段階的に拡大することができる。ACEP 及び EARB の構成に加えて、手続き及び時間枠は、輸出許可申請に関して、大統領令 12981（大統領令 13020、13026 及び 13117 によって改訂されている）で指定されるものと同じものとする。どの段階においても、多数決の票決による裁定が、規定された最終期限までに得られない場合、その事案は次のレベルに持ち上げられる。エンティティリストのエントリーの追加、変更又は削除を行うことについて ERC による最終裁定（又は個々の場合に適用される可能性があるところの ACEP 又は EARB 又は大統領による裁定）は、たとえ、エントリーを追加する ERC による裁定又は ACEP 若しくは EARB によるいずれかの裁定の事案において、そのような裁定が全会一致でない場合であっても、追加、変更又は削除をエンティティリストの改正として公示するために、すべてのメンバー機関により許可されたものとして機能するものとする。そのような改正は、通常の輸出管理規則の政府諸機関間の審査プロセスにより更に審査されることはない。ERC による EAR に対する変更を行う提案（エンティティリストのエントリーの追加、変更又は削除を除く）は、EAR 改正の勧告として機能するものとし、EAR 改正について政府諸機関間で認可されたものとして取り扱われないものとする。ERC の議長は、メンバー機関によって議長に提出された提案を、すべてのメンバー機関に配布する責任がある。議長は、ERC の事案のすべての審査について、ACEP 及び EARB の事務局をつとめる責任がある。議長は、エンティティリストの改正を必要とするすべての最終裁定又は個々の“インフォームされる”書状を、エンティティリストの必要な変更を立案する責任を有すべき産業安全保障局に伝達する。ERC が、個別の事案において、当事者が EAR の改正による代わりに個別にインフォームされるべきであると裁定した場合、議長は、輸出管理担当副次官補の署名のために“インフォームされる”書状を作成する責任がある。リストされた団体は、そのエンティティリストのエントリーを削除又は変更する要求書を、裏付け情報といっしょに議長（米国商務省 3886 号室、14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Washington, DC 20230）に提出することができる。議長は、すべてのそのような要求書と裏付け情報を、すべてのメンバー機関に照会する。メンバー機関は、すべてのそのような要求書に対して審査及び票決を行う。メンバー機関によって行われる提案に適用される結果に不満のあるメンバー機関による時間枠、手続き及び段階的拡大の権利は、これらの要求書に対して適用されるものとする。ERC の裁定（又は個々の場合に適用される可能性があるところの ACEP 又は EARB 又は大統領による裁定）は、その要求書に対して最終機関の裁定とされるものとし、EAR § 756 のもとに上訴できないものとする。議長は、要求を行った当事者に対して返答書を用意する。返答書には、要求に対する裁定及び要求に対してその返答書が最終機関の裁定である事実を記載する。返答書は、輸出管理担当副次官補によって署名される。最終需要者審査委員会は、リストされた団体が削除又は変更されるべきか否かを裁定する目的で、毎年 1 回以上、エンティティリスト全体の見直しを実施する。見直しには、エントリーをリストする基準が今でも適用されるか否かの分析、並びに各エントリーの名前・所在地が正確で完全であるか否か及びそれぞれのリストされたエントリーの関係団体が追加若しくは削除されるべきか否かを裁定する調査を含む。

§ 744 付則 6 未証明者リスト [Unverified List]

本付則にリストされる取引当事者が関与する輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）は、EAR § 744.15 で概説される制限事項の対象となる。

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
アゼルバイジャン	Caspian Oil Montaj Office 39, Block B 30 Kaverochkin Street Baku, Azerbaijan	82 FR 16732, 04/06/17.
カナダ	Laval Electronics, 3073 Rue Edmond-Rostand, Laval, QC H7P, Canada	83 FR 22844, 05/17/18.
	Rizma, Inc. 1403-8 McKee Avenue Toronto, Ontario M2N 7E5 Canada	80 FR 60532, 10/07/15.
	Services GP Tek a.k.a. Nouvelle Option 1305 Rue Pise Brossard, QC J4W 2P7, Canada; and 203-760 Rue Gal Montreal, QC H4G 2P7, Canada; and 6271 Rue Beaulieu Montreal, QC, H4E 3E9, Canada	83 FR 22844, 05/17/18.
中国	Aisin Nantong Technical Center, No 11 Chen Yang Road, Nantong Development Zone, Nantong, China.	84 FR 14610, 04/11/19
	Anhui Institute of Metrology, No. 13, Yanan Road, Baohu Industrial Development District, Hefei, China 230051.	84 FR 14610, 04/11/19
	ARI International, Ltd. Room 1208, Block B Jiangsu Building, No. 6013 Yitian Road Futian District, Shenzhen, China	82 FR 16732, 04/06/17.
	Beijing Bayi Space LCD Materials Technology Co., Ltd. Dongfeng Rd, Yanshan, Beijing, China	84 FR 14611, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Beijing Institute of Nanoenergy and Nanosystems Technology, 30 Xue YuanLu HaiDianQu, Beijing, China 100083.	84 FR 14611, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Beijing Institute of Nanoenergy and Nanosystems, 30 Xue YuanLu HaiDianQu, Beijing, China 100083.	
	Center for High Pressure Science and Technology Advanced Research, 1690 Cailun Rd, Bldg #6, Pudong, Shanghai, China 201203.	84 FR 14611, 04/11/19
	Changchun Institute of Applied Chemistry, Chinese Academy of Sciences, 5625 Renmin Street, Changchun City, China 130022.	84 FR 14611, 04/11/19
	Changchun National Extreme Precision Optics Co Ltd, No. 3608 Dong Nanhu Road, Jilin Province, Changchun, China 130000.	84 FR 14611, 04/11/19
	Changhe Aircraft Industries Group, No. 539, Chaoyang Road, Jingdezhen City, Jiangxi Province, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Chengde Oscillator Electronic Technology Co., #17 Siheyuan Village, Pingquan Town, Pingquan City, Hebei Province, Chengde City, China 067506.	84 FR 14611, 04/11/19
	China National Plant Import/Export Co. Room 2135, Jingxin Building A No Dong San Huan North Road Beijing, China	79 FR 34220, 06/16/14.
	Dandong Center for Food Control, No. 31-1 Zhongyang Avenue, Dandong, China.	83 FR 22844, 05/17/18.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
中国	Institute of Geology, Chinese Academy of Geological Sciences, No. 26, Baiwanzhuang Street, Beijing, 100037, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Jiangsu HNH Equipment Co., Ltd. No. 9, Xiangtou West Road Yixing City, Jiangsu Province, China	82 FR 16732, 04/06/17.
	Guangdong University of Technology, No 100 Waihuan Xi Road, Guangzhou Higher Education Mega Ctr, Guangzhou, China 510006.	84 FR 14611, 04/11/19
	Gucheng Xian Fengxin Titanium Alloy, Xiyuan Industrial District, Gucheng County, Hebei Province, Hengshui City, China 253800.	84 FR 14611, 04/11/19
	Hefei Institutes of Physical Science, Chinese Academy of Sciences, No. 350, Shushanhu Rd, Shushan District, Hefei City, China 230031.	84 FR 14611, 04/11/19
	Huaduan (Anhui) Machine Tool Manufacturer Co., Chaoyang Rd #888, Dongguan Development, Si Town, Anhui Province, Suzhou, China.	84 FR 14611, 04/11/19
	Hubei Flying Optical, No 1, Changfei Avenue, Yanhua, Industrial Park, Jiangnan Oil Field, Qianjiang, China	84 FR 14611, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Jiangxi Hongdu Aviation Ind. Group, The Nanchang National High & New Technology Development Zone, Jiangxi Province, Yaohu Nanchang, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Jiujiang Jinxin Nonferrous Metals Co, Ltd., Xunyang Chem. Bldg, Materials Factory, Xunyang District, Jiujiang City, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Liupanshui Normal University, 19 Minghu Road, Zhongshan District, Liupanshui, Guizhou, 553004, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Luoyang Weimi Optics, No. 18 Lingbo Road, New & High Tech Industry Development Zone, Luoyang, China 471000.	84 FR 14611, 04/11/19
	Nanchang University, No. 999 Xuefu Avenue, Honggutuan New District, Nanchang, 330031, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Ningbo Zhongxian Optoelectronic Technology Co, Ltd., Floor 11 Technology Innovation Center, No. 1188 Binhai 2nd Road, Hangzhou Bay New District, Ningbo, Zhejiang, China 315336.	84 FR 14611, 04/11/19
	Renmin University, No. 59 Zhongguancun Street, Haidian District, Beijing, China 100872.	84 FR 14611, 04/11/19
	Shaanxi Hongyuan Aviation Forging, Building Hongyuan Street, Luqiao Town, Shaanxi, China 713801.	84 FR 14611, 04/11/19
	Shanghai Institute of Applied Physics, Chinese Academy of Sciences, 239 Zhangheng Road, Pudong District, Shanghai, China.	84 FR 14611, 04/11/19
	Shanghai Institute of Technical Physics, Chinese Academy of Sciences, 500 Yu Tian Road, Shanghai, China 200083.	84 FR 14611, 04/11/19
	Shanghai SKEQI Automation Engineering Co., Bldg 8, No. 650 Guanghua Road, Songjiang District, Shanghai, China.	84 FR 14611, 04/11/19

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
中国	Shanxi Hemu Industrial Co., Ltd., Yongchang Rd, Xianyang HiTech Industries Development Zone, Shanxi, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Shenzhen Winthought Tech Room 223, Zhong Xing Industrial City Chuangye Road Nanshan District, Shenzhen, China	82 FR 16732, 04/06/17.
	Shi Jia Zhuang Suin Instruments, A-2 No. 99 Yuyuan Road, LuQuan District, Shijiazhuang, China 050000.	84 FR 14611, 04/11/19
	Sino Superconductor Technology Company, a.k.a. Zongyi Superconductor Technologies Co. Ltd., a.k.a. SinoHTS, 505 Nantian Bldg, 10, Xinxu Rd, Shangdi, Haidian, Beijing, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Sunder Tools (Changxing) Technology, Zhongtie Avenue Huaxi Industrial Area, Changxing County, Huzhou, Zhejiang Province, China 313100.	84 FR 14611, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Termei Torch & Tip Company, No. 9 Huanbao 3rd Road, Xinbei District, Changzhou, Jiangsu, China 213034.	84 FR 14612, 04/11/19
	Tongji University, 1239 Siping Road, Shanghai, China 200092	84 FR 14612, 04/11/19
	TRI Microsystems, Rm 2806, Building A, Rongchao Yinglong Mansion, No. 5 Longfu Road, Longchen Street, Longgang District, Shenzhen, China.	84 FR 14612, 04/11/19
	Wuhan Yifi Laser Equipment Co., Dingxin Industry Park, Jiayuan Road, Optics Valley, Hubei, Wuhan, China 430074.	84 FR 14612, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Wuxi Beetech Inc., No. 58 4th Floor Feihong Road, Nanhu, Wuxi, China.	84 FR 14612, 04/11/19
	Wuxi Hongling Technology Co. Ltd., Bldg C1, No. 999 East Gaolang Rd., Binhu District, Jiangsu Province, Wuxi City, China 214131.	84 FR 14612, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Xiamen Sanan Optoelectronics, Luling Road 1721-1725#, Ximing, Xiamen, China 361008	84 FR 14612, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Xi'an Caijing Opto-Electronics, Science & Technology Co., Ltd, No.168, East Zhangba Road, Shaanxi Province, Xi'an City, China.	84 FR 14612, 04/11/19
	Xi'an Micromach Photon Manufacture Technology, No. 60 Western Road, New High Tech Park, Xi'an, China 710000.	84 FR 14612, 04/11/19
	Xi'an Jiaotong University, School of Electrical Engineering, No. 28 Xianning West Road, Xi'an, Shaanxi, China 710049.	84 FR 14612, 04/11/19
	Xi'an Jiaotong University, No. 99 Yanxiang Road, Qujiang, Xi'an, China 71000.	84 FR 14612, 04/11/19
	Xinjiang East Hope New Energy Company Ltd, Xinjiang East Eco. Development Zone, XinJiang, China.	83 FR 22844, 05/17/18.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
中国	Yantai Salvage Bureau, No. 100 Zhifudao East Road, Zhifu District, Yantai, Shandong, 264012, China.	83 FR 22844, 05/17/18.
	Yunnan Observatories, Chinese Academy of Sciences (CAS), No. 396 Yangfangwang, Kunming, Yunnan, China 650216.	84 FR 14612, 04/11/19
	Zhejiang Xizi Aviation, No. 277 Xinken Road, Qianjin Technological Development Area, Zhejiang, China 311222.	84 FR 14612, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
	Zhongshan Thincloud Optics Co. Ltd., 8 KA, Building A, No. 5 Kuxing Road, Sanjiao Town, Zhongshan, China 528445.	84 FR 14612, 04/11/19
	Zelix Instruments Co., LDUV 68B, No. 16 Huanke Middle Rd, Tongzhou Zone, Tongzhou District, Beijing, China 101102.	84 FR 14612, 04/11/19 84 FR 30595, 06/27/19
チェコ	Bonitopto S.R.O. Vancurova 1084/10 Ostrov 363 01 Czech Republic; and Jachymovska 178 Ostrov 363 01 Czech Republic	80 FR 60532, 10/07/15.
エストニア	Simms Marine Group OU, Paavli Str. 5.2, Tallinn, Estonia, 10412	83 FR 22844, 05/17/18, 83 FR 26205, 06/06/18.
フィンランド	Net Logistics JVM OY, a.k.a. Net Logistic JVM OY, Eskolantie 1, Helsinki, Finland 00720; and Merituulentie 486, Port Mussalo, Kotka, Finland 48310.	83 FR 22844, 05/17/18.
ジョージア	Spars Ltd. a.k.a. Spars Trading Ltd. Room 1, House 11 Nutsubdize 111 marker Tbilisi, Georgia, 0183	80 FR 60532, 10/07/15.
香港	Able Supply Chain Limited, Rm 511, 5/F, Corporation Park, 1 On Lai Street, Sha Tin, New Territories, Hong Kong; and Rm 605, 6/F, Corporation Park, 1 On Lai Street, Sha Tin, New Territories, Hong Kong; and Unit C, 9/F, Winning House, No. 72-76 Wing Lok Street, Sheung Wan, Hong Kong.	84 FR 14612, 04/11/19.
	Advent International Limited Room 1303 Goldfield Tower 53-59 Wuhu Street Kung Hom, Kowloon, Hong Kong; and Flat F, 13/F, Block 1 Hong Sing Garden Tsung Kwan O, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	AST Technology Group (HK) Ltd. Flat 6, 20/F, Mega Trade Centre 1-9 Mei Wan Street Tsuen Wan, Hong Kong Unit 2209, 22/F, Wu Chung House 213 Queen's Road East Wan Chai, Hong Kong; and Unit 2103, 21/F, Sino Centre 582-592 Nathan Road Mong Kok, Kowloon, Hong Kong	80 FR 4779, 01/29/15. 80 FR 60532, 10/7/15.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	Boson Technology Co., Limited., Unit 22, 10/F, Nan Fung Commercial Centre, 19 Lam Lok Street, Kowloon, Kwun Tong, Hong Kong; and Room 1907, 19/F, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong; and Room 1501 (462), 15/F., SPA Centre, 53-55 Lockhart Road, Wan Chai, Hong Kong.	84 FR 14612, 04/11/19.
	Boqur International Ltd. Room 1203, 12/F, International Trade Centre 11-19 Sha Tsui Road Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong; and Room 19C, Lockhart Centre 301-307 Lockhart Road Wan Chai, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Brilliance Technology Ltd a.k.a., Brilliance Technology Group Flat A, 11/F, Adolfo Mansion 114-116 Austin Road Tsim Sha Tsui, Yau Tsim Mong, Hong Kong; and Rm 1203, 12/F, Hip Kwan Commercial Bldg. 38 Pitt Street Yau Ma Tei, Yau Tsim Mong, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14. 82 FR 16733, 04/06/17.
	Carry Goldstar Ltd. 15A, 15/F, Cheuk Nang Plaza 250 Hennessy Road Wan Chai, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Central Right Investments Ltd., Room 1019, 10/F, 1 Hung To Road, Kwun Tong, Hong Kong.	81 FR 40172, 06/21/16.
	CITI Hong Kong Ltd. Unit F, 7/F, Haribest Industry Building 45-47 Au Pui Wan Street Fo Tan, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	CST Source Industrial Co., Ltd. Rooms 5-15, 13/F, South Tower World Finance Centre, Harbour City 17 Canton Road Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Daystar Electric (HK) Ltd. Flat D, 19/F, Waylee Industrial Centre 30-38 Tsuen King Circuit Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong; and 9/F Kam Chung Commercial Building 19-21 Hennessy Road Wanchai, Hong Kong	80 FR 4781, 01/29/15.
	E-Chips Technology Unit 4, 7/F, Bright Way Tower No. 33 Mong Kok Road Mong Kok, Kowloon, Hong Kong; and Flat 1205, 12/F, Tai Sang Bank Building 130-132 Des Voeux Road Hong Kong	80 FR 4779, 01/29/15. 80 FR 60532, 10/07/15.
	Foot Electronics Co. Ltd. Unit 2103, 21/F, Sino Centre 582-592 Nathan Road Mong Kok, Kowloon, Hong Kong; and Rm. 19C, Lockhart Centre 301-307 Lockhart Road Wan Chai, Hong Kong	80 FR 60532, 10/07/15.
	Fuiyen Technology Ltd. 6/F, Block H, East Sun Industrial Centre 16 Shing Yip Street, Kwun Tong Kowloon, Hong Kong; and Room 1405, Lucky Centre 165-171 Wan Chai Road Wan Chai, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	Fussion Electronics Co., Ltd. 11/F, International Trade Centre 11-19 Sha Tsui Road, Tsuen Wan New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	GA Industry Co. Ltd. Room 1103, Hang Seng Mong Kok Building 677 Nathan Road Kowloon, Hong Kong	80 FR 60532, 10/7/15.
	Global Sourcing Electronics (HK) Ltd. Unit 4, 7/F, Bright Way Tower No. 33 Mong Kok Road, Mong Kok Kowloon, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Globe Communication (HK) Ltd. Flat 01A2, 10/F, Carnival Commercial Building 18 Java Road North Point, Hong Kong; and Flat C, 9/F, Winning House 72-74 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	GS Technology Ltd. a.k.a. GS Technology Group Ltd. Flat 6, 20/F, Mega Trade Centre 1-9 Mei Wan Street Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong; and Unit D, 16/F, Cheuk Nang Plaza 250 Hennessy Road Wanchai, Hong Kong	80 FR 4781, 01/29/15.
	Haofeng Industrial Co., Ltd. Room 1101, 11/F, San Toi Building 139 Connaught Road Central, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Hi-Shine Technology (HK) Limited Flat D12, 11/F, King Yip Factory Bldg 59 King Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and Room 603, 6/F, Hang Pont Commercial Building 31 Tonking Street Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	HK Hengyu Storage Logistics Limited, Rm 2309, 23/F, Ho King Commercial Centre, 2-16 Fayuen St, Mongkok, Kwun Tong, Hong Kong; and Flat/Rm B10, 9/F, Mai Hing Factory Building, 16-18 Shing Yip Street, Kowloon, Kwun Tong, Hong Kong; and Flat/Rm B11, 12/F Mai Hing Factory Building, 16-18 Shing Yip Street, Kowloon, Kwun Tong, Hong Kong.	84 FR 14612, 04/11/19.
	Hong Kong Engy Technology Co. a.k.a. Hong Kong Energy Technology Co. a.k.a. SZ Engy Technology Co. a.k.a. SZ Energy Technology Co. Workshop 15, 2/F, Cardinal Industrial Building 17 On Lok Mun Street Fanling, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Hong Kong Haimao Info-Tec Development Co. Ltd. Rm 1013B, Well Fung Ind. Center Ta Chuen Ping Street Kwai Chung, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	Hong Kong U.Star Electronics Technology Co., Ltd. Room 28, 8/F, Shing Yip Industrial Building 19-21 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and Unit 5, 27/F, Richmong Commercial Building 109 Argyle Street Mong Kok, Kowloon, Hong Kong; and Room 704, 7/F, Bright Way Tower 33 Mong Kok Road Mong Kok, Kowloon, Hong Kong	80 FR 4781, 01/29/15. 81 FR 40169, 06/21/16.
	Hongbo Industrial Technology Unit 3, 9/F, Shing Yip Industrial Building 19-21 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and Unit 04, 7/F, Bright Way Tower No. 33, Mong Kok Road Kowloon, Hong Kong	80 FR 4781, 01/29/15.
	Hua Fu Technology Co. Ltd. Rm 1209, 12/F, Workingbond Commercial Centre 162 Prince Edward Road West Mong Kok, Kowloon, Hong Kong	80 FR 60532, 10/7/15.
	Jin Yan Technology & Development Co., Ltd. Workshop 11, 8/F, Block A Delya Industrial Centre 7 Shek Pai Tau Road Tuen Mun, New Territories, Hong Kong; and Room 1, Fook Cheung Building 42 Ka Shin Street Tai Kok Tsui, Kowloon, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	KingV Ltd. a.k.a. Jinnway Data Ltd. Room 31, 9/F, Shing Yip Industrial Building 19-21 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and 11/F, Front Block, Hang Lok Building 130 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Lianqi (HK) Electronics Co Ltd Unit N, 3/F, Hopewell House 175 Hip Wo Street KwunTong, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	<p>Ling Ao Electronic Technology Co. Ltd, a.k.a. Voyage Technology (HK) Co., Ltd., a.k.a. Xuan Qi Technology Co. Ltd, Room 17, 7/F, Metro Centre Phase 1, No. 32 Lam Hing St. Kowloon Bay, Kwun Tong, Hong Kong; and</p> <p>15B, 15/F, Cheuk Nang Plaza, 250 Hennessy Road, Wanchai Wan Chai, Hong Kong; and</p> <p>Flat C, 11/F, Block No. 2, Camelpaint Bldg. 62 Hoi Yuen Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Room C1-D, 6/F, Wing Hing Industrial Building, 14 Hing Yip Street, Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Flat/Rm. A30, 9/F Silvercorp International Tower, 707-713 Nathan Road, Mongkok, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Room 912A, 9/F. Witty Commercial Building, 1A-1L Tung Choi Street, Mongkok, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Unit A, 7/F, King Yip Factory Bldg. 59 King Yip Street, Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Unit D, 16/F, One Capital Place, 18 Luard Road, Wanchai Wan Chai, Hong Kong; and</p> <p>Unit B213, 1/F, New East Sun Industrial Bldg., 18 Shing Yip Street, Kowloon, Kwun Tong, Hong Kong.</p>	<p>80 FR 4779, 01/29/15.</p> <p>80 FR 60532, 10/7/15.</p> <p>82 FR 16733, 04/06/17.</p> <p>83 FR 22845, 05/17/18.</p> <p>84 FR 14613, 04/11/19.</p>
	<p>Lion Chip Electronics Ltd. Unit N, 3/F, Hopewell House 175 Hip Wo Street KwunTong, Kowloon, Hong Kong</p>	<p>79 FR 34220, 06/16/14.</p>
	<p>Maipu Communication Technology Co Ltd. 7/F Kerry Warehouse 36-42 Shan Mei St. Shatin, Hong Kong</p>	<p>79 FR 34220, 06/16/14.</p>
	<p>Master-Uni Industry Co., Ltd. Room 602, 6/F 168 Queens Road Central, Hong Kong</p>	<p>81 FR 40169, 06/21/16.</p>
	<p>Microlink Communication Ltd. Room 806, 8/F, Kenbo Commercial Building No. 335-339 Queen's Road West Hong Kong</p>	<p>80 FR 4781, 01/29/15.</p>
	<p>Milectronic Communication Ltd. Room 2912 Tower 2, Times Square 1 Matheson Street Causeway Bay, Hong Kong</p>	<p>80 FR 4781, 01/29/15.</p>
	<p>Nano Tech International Co Ltd. Unit 5, 27/F, Richmond Commercial Building 109 Argyle Street Mongkok, Kowloon, Hong Kong</p>	<p>79 FR 34220, 06/16/14.</p>
	<p>Narpel Technology Co., Limited Unit A, 6/F, Yip Fat Factory Building Phase 1, No 77 Hoi Yuen Road Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Room 4C, 8/F, Sunbeam Centre 27 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong; and</p> <p>Room 1905, Nam Wo Hong Building 148 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong; and</p> <p>15B, 15/F, Cheuk Nang Plaza 250 Hennessy Road Wan Chai, Hong Kong</p>	<p>79 FR 34217, 06/16/14.</p> <p>80 FR 4779, 01/29/15.</p> <p>80 FR 60532, 10/7/15</p>

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	Newplus Equipment Ltd. 12/F, Chinachem Johnston Plaza 178-186 Johnston Road Wan Chai, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	People Tele-com Group Flat A, 11/F, Adolfo Mansion 114-116 Austin Road Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Phonai Electronics Ltd. 51F, Core Building 11 New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Powersun Electronics Flat/Rm 502D, Hang Pont Commercial Building 31 Tonkin Street Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong; and G/F and G/M, Winner Godown Building 1 – 9 Sha Tsui Road Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong	79 FR 34217, 06/16/14. 80 FR 4781, 01/29/15.
	Rising Logistics Company Limited, Workshop 12, 13/F, [REDACTED] Block B, New Trade Plaza, No. 6, On Ping Street, Sha Tin, New Territories, Hong Kong; and [REDACTED] Unit 208, 2/F, Block B, Hoi Luen Industrial Centre, 55 Hoi Yuen Road, Kowloon, Kwun Tong, Hong Kong; and [REDACTED] Unit 1105, Hua Qin International Building, 340 Queens Road, Central, Hong Kong Island, Hong Kong.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Runtop Circuits Technology Co. Room D9, 67/F, Block 2, Camel Paint Building 62 Hoi Yuen Road Kwun Tong, Hong Kong; and Flat 8-11, 16/F, New Trend Centre 704 Prince Edward Road East San Po Kong, Kowloon, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Scitech International Express Co. Limited Workshop 11, 8/F, Block A Delya Industrial Centre 7 Shek Pai Tau Road Tuen Mun, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Selective Components Ltd. Room 8, 10/F, International Trade Centre 11-19 Sha Tsui Road Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Suke Logistics Ltd. Flat 6, 20/F, Mega Trade Centre 1-9 Mei Wan Street Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong	80 FR 4781, 01/29/15.
	Sun Wing Ltd. Room 31, 9/F, Shing Yip Industrial Building 19-21 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Sur-Link Technology (HK) Ltd. a. k. a. Sur-Link International (HK) Ltd. a. k. a. Surlink Group Flat 6, 20/F, Mega Trade Centre 1-9 Mei Wan Street Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Swelatel Technology Limited, Rm. 19C, Lockhart Ctr., [REDACTED] 301-307 Lockhart Rd., Wan Chai, Hong Kong; and Rm. 2107, [REDACTED] Lippo Centre Tower 2, 89 Queensway, Admiralty, Wan Chai, Hong Kong.	84 FR 14613, 04/11/19.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	Team Kingdom Limited Unit 526, 5/F, Advanced Technology Centre 2 Choi Fat Street Sheung Shui, New Territories, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Tianao Electronics Limited Rm 9, 7/F, Block G, East Sun Industrial Ctr 16 Shing Yip Street Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Top-Rank Int Trade (HK) Room 201-202, Westin Centre 26 Hung To Road Kwun Tong, Hong Kong; and Units A&B, 15/F, Neich Tower 128 Gloucester Road Wanchai, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Toptech Electronics Ltd. 15/F, Hong Kong and Macau Building 156-157 Connaught Road Central, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Universe Market Limited, Unit A, 17/F, Good Will Industrial Building, 36-44 Pak Tin Par Street, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Vessel Technology Limited Rm 2309, 23/F, Ho King Comm. Ctr. 2-16 Fayuen St. Mongkok, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Win Electronics Limited G/F, 26 Pau Chung Street Tokwawan, Kowloon, Hong Kong; and Rm 2309, 23/F, Ho King Comm. Ctr. 2-16 Fayuen St. Mongkok, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Win-Semi International Ltd. Flat 6, 20/F, Mega Trade Centre 1-9 Mei Wan Street Tsuen Wan, Hong Kong; and Unit 503, 5/F, Silvercord Tower 2 30 Canton Road Tsimshatsui, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Winthought Company Ltd. Unit E1, 3/F, Wing Tat Commercial Building 121-125 Wing Lok Street Sheung Wan, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Yashen (HK) Electronics Flat R, 15/F, Phase 2, Goldfield Industrial Building 144-150 Tai Lin Pai Road Kai Chung, New Territories, Hong Kong; and Room N, 3/F, Mongkok Building 97 Mongkok Road Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	Yield Best International 6/F, Block H, East Sun Industrial Centre 16 Shing Yip Street, Kwun Tong Kowloon, Hong Kong; and Unit J, 9/F, King Win Factory Building 65-67 King Yip Street Kwun Tong, Hong Kong	81 FR 40169, 06/21/16.
	Yogone Electronics Co. Unit 602, 6/F, Silvercord Tower 2 30 Canton Road, Tsim Sha Tsui Kowloon, Hong Kong	80 FR 60532, 10/07/15.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
香港	ZDAS (HK) Company G/F, 16 Kwan Tei North Tsuen Leung Yeuk Tau Sha Tau Kok Road Fanling, Hong Kong; and Room 1609, 16/F, Block B, Veristrong Industrial Center 34-36 Au Pui Wan Street FoTaan, Shatin, New Territories, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
	ZhongJie Electronics G/F, 26 Pau Chung Street Tokwawan, Kowloon, Hong Kong; and Rm 2309, 23/F, Ho King Comm Ctr. 2-16 Fayuen St. Mongkok, Kowloon, Hong Kong	79 FR 34220, 06/16/14.
インド	Conduit Technologies Pvt., Ltd. Office 201, 2/F, Lunkad Sky Station Konark Naga, Mhada Colony Viman Nagar, Pune, India; and Office UG21, East Court Phoenix Market City Viman Nagar, Pune, India	81 FR 40169, 06/21/16.
インドネシア	Menara Kuningan, 25th Floor, JL. HR Rusuna, Said Block X-7, Kav. 5, Jakarta, Indonesia.	84 FR 14613, 04/11/19.
ラトビア	Alfa Photonics 21 Krisjana Valdemara Iela Riga, Latvia; and 151-11 Krisjana Valdemara Iela Riga, Latvia; and 52-66 Darza Iela Riga, Latvia; and Nordic Technology Park 15/25 Jurkalnes Iela Riga, Latvia	81 FR 40169, 06/21/16.
レバノン	Al Ghayth Trade and Transport 1st Floor, Bohsali Bldg., Beirut Port Street Beirut, Lebanon	82 FR 16733, 04/06/17.
マレーシア	Enterprise 5 Technology Park, Bukit Jalil 57000, Kuala Lumpur, Malaysia.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Premier Kiosk Global Supply Co., aka PKGS, aka Global Kiosk, No. 5, 18th Floor, Plaza 138, Hotel Maya, Jalan Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia 50450.	84 FR 14613, 04/11/19.
パキスタン	Andleeb Associates, Sultan Complex, Abid Majeed Road, Rawalpindi, Pakistan.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	T. M. A. International a.k.a. TMA International a.k.a. Tahir Asad Industries Pvt. Ltd. a.k.a. T. A. Industries Pvt. Ltd. 45-B, Ahmed Block New Garden Town, Lahore, Pakistan; and 417 Gulshan Block Iqbal Town, Lahore, Pakistan	80 FR 4781, 01/29/15.
ロシア	Alliance EG Ltd., Leninsky Prospect 139, Office 310, St. Petersburg 198216, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Eltech Ltd., 3A, pl. Konstitutsii, Saint Petersburg 196247, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	EFO Ltd., Politechnicheskaya Street 21, Saint Petersburg 192019, Russia and 15A Novolitovskaya Str., Office 441, Saint Petersburg, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
ロシア	Intercom Ltd., Kalinina Street 13, Saint Petersburg 198099, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	JSC Voentelecom Bolshaya Olenya Str. 15A Moscow, Russia	79 FR 34220, 06/16/14.
	MT Systems, Kalinina Street 13, Saint Petersburg 198099, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Nasosy Ampika 3-ya Institutskaya St. Bld. 15 Moscow, Russia	79 FR 34220, 06/16/14.
	Nuclin LLC Serebryakova Proezd 14 Moscow, Russia	79 FR 34220, 06/16/14.
	Radiofizika OAO, D.10. Ul. Geroev Panfilovtsev, Moscow 125363, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Romona Inc., Prospekt Mira 426, Yuzhno-Sakhalinsk 693004, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	FSUE Rosmorport Far Eastern Basin Branch, Nizhneportovaya Street 3, Primorskiy Territory, Vladivostok 690003, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Sakhalin Energy Investment Company Ltd., Dzerzhinskogo Street 35, Yuzhno-Sakhalinsk 693020, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	SDB IRE RAS 1 Vvedenskogo Square Fryazino, Russia	79 FR 34220, 06/16/14.
	Security 2 Business Academy a.k.a. S2BA a.k.a. Academy of Business Security Deguninskaya Street 10 Moscow, Russia; and Novoslobodskaya Str. 14/19 Moscow, Russia	79 FR 34220, 06/16/14.
	SIC Dipaul, Bolshaya Monetnaya Street 16, Saint Petersburg 197101, Russia and 5B, Rentgena ul., Saint Petersburg 197101, Russia	83 FR 22845, May 17, 2018. 83 FR 22845, May 17, 2018.
	Tavrida Microelectronics, Zelenaya Street 1, Dolgoprudnyy, Moscow 141700, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	VIP Technology Ltd., Bechtereveva Street 3/2, Office 40, Saint Petersburg 192019, Russia.	83 FR 22845, May 17, 2018.
シンガポール	Dorado Network Pte. Ltd. 128 Joo Seng Road DP Computers Building 04-04 Singapore; and 629 Aljunied Road Cititech Industrial Building Singapore; and 512 Woodlands Drive 14 Singapore	81 FR 40169, 06/21/16.
スイス	Light Range AG Stutzstrasse 13C Schindellegi, Switzerland; and Lowenstrasse 20 Zurich, Switzerland; and Via Delle Scuole 34E Figino, Switzerland	81 FR 40169, 06/21/16.
アラブ首長国連邦	Abu Trade LLC Lot Number 155 Al Zaroni Yard, Al Wasl Road, Dubai, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
アラブ首長国連邦	Alsaroud General Trading, a.k.a. Alsaroud Ground Trading Company, a.k.a. Alsarroud General Trading LLC, Avenue 125, Street 2, Building 30/1, Industrial Area 17, Sharjah, UAE; and P.O. Box 35939, Sharjah, UAE; and 204 Shaikha Hind Bint Saqr Alqasemi Building, Near Etisalat Building, Almareja Street, Al Jubail, Sharjah, UAE.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Alsimma Middle East General Trading 802 Whiteswan Building, near Fairmont Hotel Sheikh Zayed Road Dubai, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.
	Blue Wing General Trading Damas Tower #506, Al Maktoum Road Dubai, UAE	82 FR 16733, 04/06/17.
	Chepstow FZE, Office No. 12, Y Block, P.O. Box 121227, Sharjah Airport International Free Zone, Sharjah, UAE.	83 FR 22845, May 17, 2018.
	Doubair General Trading Co. LLC P.O. Box 30239 Dubai, UAE	79 FR 34220, 06/16/14.
	EBN AUF Trading, P.O. Box 330073, Ras Al Khaimah, United Arab Emirates; and P.O. Box 42558, Ras Al Khaimah, United Arab Emirates.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Empire of East General Trading, M110, Al Khaleej Center, Bur Dubai, Dubai, UAE; and 112 Al-Ain Center, Al Mankhool Road, Bur Dubai, Dubai, UAE 34608; and 112 Al-Ain Center, P.O. Box 112100, Bur Dubai, Dubai, UAE 34608; and Office #1904, Al Mousa Tower 2, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Establishment Standard Lab FZE a.k.a. Standard Lab FZE Ras Al Khaimah Free Trade Zone Business Park, Ras Al Khaimah, UAE; and P.O. Box 17049 Ras Al Khaimah, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.
	GenX Middle East FZE, a.k.a. GenX Systems LLC, #510-511 Le Solarium Building, Dubai Silicon Oasis, Dubai, UAE; and P.O. Box 121225, Office M07, Al Zahra, Khaled Bin Al Waleed Road, Bur Dubai, Dubai, UAE.	83 FR 22846, May 17, 2018.
	Golden Business FZE Warehouse #FZS1 AN08 Jebel Ali Free Zone Dubai, UAE; and P.O. Box 263128 Dubai, UAE	79 FR 34220, 06/16/14.
	Gulf Modern Solutions Engineering Company No. 14, 35B Street Al Satwa Road Dubai, UAE	80 FR 60532, 10/07/15.
アラブ首長国連邦	Kassem IT, Techno Park Office 135, JAFZA Building 22, P.O. Box 98166, Jebel Ali Free Zone, Dubai, UAE; and Warehouse UD2, Between Roundabout 7, 8, Jebel Ali Free Zone, Dubai, UAE; and Roundabout 8 WA—06, Jebel Ali Free Zone, Dubai, UAE.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Marinatec Office 2008, Grosvenor Commercial Tower Sheikh Zayed Road Dubai, UAE; and P.O. Box 42236 17A Radisson Plaza Deira, Dubai, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.

国	リストされた人及び住所	官報サイテーション及び公告日
アラブ首長国連邦	Masomi General Trading Unit No. B605, Baniyas Complex, Baniyas Square P.O. Box 39497 Dubai, UAE	80 FR 60532, 10/07/15.
	Middle East Oilfield Equipment 723 Sama Tower, 6/F, near Fairmont Hotel Sheikh Zayed Road P.O. Box 4404 Dubai, UAE; and 217 Twin Towers Baniyas Road P.O. Box 4404 Deira, Dubai, UAE; and Flat 102, Mohammed Zainal Faraidooni Building Salahuddin Road Dubai, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.
	Pacific Ocean Star General Trading, aka Pacific Ocean Marine Services, Floor 12A/Office 04, Damac Executive Bay Tower B, Al A'amal St., Business Bay, P.O. Box 187128, Dubai, UAE; and Office 707, Damac Executive Bay Tower B, Al A'amal St., Business Bay, P.O. Box 187128, Dubai, UAE.	84 FR 14613, 04/11/19.
	Recaz Star General Trading LLC #307 Naser Lootah Building Khalid bin Waleed Road Dubai, UAE	80 FR 60532, 10/07/15.
	Renat International General Trading Office #H241, Building #1G Ajman Free Zone Ajman, UAE; and Building #H1, Behind China Mall Ajman Free Zone Area Ajman, UAE	80 FR 60532, 10/07/15.
	Rich Star General Trading LLC #203 The Atrium Centre Khalid bin Waleed Road Bur Dubai, Dubai, UAE; and P.O. Box 181977 Dubai, UAE	80 FR 4781, 01/29/15.
	Roudah Al Hayat General Trading FZE, a.k.a. Rudha Al Hayat General Trading, a.k.a. Rouda Al Hayat General Trading, a.k.a. JSB Logistics, 406 Al Rhakaimi Building, Deira, Dubai, UAE; and #3204 Aspect Tower D, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE; and #1506 Aspect Tower D, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE and 901 Regal Tower, Business Bay, Dubai, UAE and 402 Al Fahad Building, Damascus Street, Dubai, UAE.	83 FR 22846, May 17, 2018.
	Tek Work General Trading 1902 Metropolis Business Tower P.O. Box 12865 Business Bay, Dubai, UAE	81 FR 40169, 06/21/16.
	TEM International FZC, Dubai Silicon Oasis Headquarters Building, 4th Floor C&D Wings, P.O. Box 341041, Dubai, UAE.	83 FR 22846, May 17, 2018.
	Trade Star FZC Sheikh Zayed Road Al Mossa Tower 1, 17th Floor Dubai, UAE; and ELOB Office #E55G-31 Hamriyah Free Zone Sharjah, UAE	80 FR 60532, 10/7/2015.

§ 744 付則 7 一時的な一般輸出許可[general license]

~~2016年3月8日施行の§ 744 付則 4の要求事項及びその他の条項にもかかわらず、中興通迅股有限公司 (ZTE Corporation) [ZTE Plaza, Keji Road South, Hi-Tech Industrial Park, Nanshan District, Shenzhen, China]、及び中興康訊電子有限公司 (ZTE Kangxun Telecommunications Ltd) [2/3 Floor, Suite A, ZTE Communication Mansion Keji (S) Road, Hi-New Shenzhen, 518057 China]への“EAR対象”品目の輸出、再輸出、及び移転(国内における移転)に関する2016年3月7日付のEARにおける輸出許可及びその他の要求事項は、2016年3月24日から2017年3月29日まで復活される。例えば、2016年3月7日付で有効であったNLR又は許可例外の根拠は、この一時的な一般輸出許可により使用することができる。この一時的な一般輸出許可は、ZTE Corporation及びZTE Kangxunが米国政府に対する協力やその他の形態で問題解決をタイムリーに実行していると米国政府が独自の判断で決定した場合、更新される。~~

2019年5月16日施行の§ 744 Supplement No. 4の要求事項及びその他の条項にもかかわらず、ファーウェイ・テクノロジーズ(ファーウェイ)(中国広東省深セン)及び本付則にリストされた非米国系列会社68社への“EAR対象”品目の輸出、再輸出、及び移転(国内における移転)に関する2019年5月15日付のEARにおける輸出許可及びその他の要求事項が、2019年5月20日から2019年8月19日まで復活される。例えば、2019年5月16日付で有効であったNLR又は許可例外の根拠は、この一時的な一般輸出許可により使用することができる。

2019年5月16日施行の§ 744 Supplement No. 4の要求事項及びその他の条項にもかかわらず、ファーウェイ・テクノロジーズ(ファーウェイ)(中国広東省深セン)及び本付則にリストされた非米国系列会社68社への“EAR対象”品目の輸出、再輸出、及び移転(国内における移転)に関する2019年5月15日付のEARにおける輸出許可及びその他の要求事項が、2019年5月20日から2019年8月19日まで復活される。2019年5月15日現在で有効であったEARの輸出許可及びその他の政策は、その取引が本付則の(b)項の条件を満たしており、その範囲が本付則の(c)(1)から(c)(3)項で規定される一以上の行為に限定されており、かつ、その取引の当事者が本付則の(d)(1)項及び(もし該当する場合)本付則の(d)(2)項の要求事項を満たしている場合、リストされたファーウェイへの当該品目の輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)に適用できる。例えば、2019年5月16日付で有効であったNLR又は許可例外の根拠は、この一時的な一般輸出許可による取引に関連して使用することができる。

(a) 非米国系列会社の特定

ここで規定されているところによりEARの輸出許可及びその他の要求事項が復活される非米国系列会社は、本付則の(a)(1)及び(a)(2)項でリストされる官報の文書を通してエンティティリストに追加されたファーウェイの事業者及び系列会社である；

- (1) 2019年5月21日付で公示されたエンティティリストに追加された事業者。
- (2) 2019年5月21日付のエンティティリストに追加されたファーウェイの非米国系列会社。

~~ここで規定されているところによりEARの輸出許可及びその他の要求事項が復活される非米国系列会社は以下の通りである(国ごとのアルファベット順)；~~

- ~~(1) Huawei Technologies Research & Development Belgium NV, Belgium;~~
- ~~(2) Huawei Technologies (Bolivia) S.R.L., La Paz, Bolivia;~~
- ~~(3) Huawei do Brasil Telecomunicacões Ltda, Sao Paulo, Brazil;~~
- ~~(4) Huawei Technologies (Yangon) Co., Ltd., Yangon, Burma;~~
- ~~(5) Huawei Technologies Canada Co., Ltd., Markham, ON, Canada;~~
- ~~(6) Huawei Chile S.A., Santiago, Chile;~~
- ~~(7) Beijing Huawei Digital Technologies Co., Ltd., Beijing, China;~~
- ~~(8) Chengdu Huawei High-Tech Investment Co., Ltd., Chengdu, Sichuan, China;~~
- ~~(9) Chengdu Huawei Technologies Co., Ltd., Chengdu, Sichuan, China;~~
- ~~(10) Dongguan Huawei Service Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
- ~~(11) Dongguan Lv Yuan Industry Investment Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
- ~~(12) Gui'an New District Huawei Investment Co., Ltd., Guiyang, Guizhou, China;~~
- ~~(13) Hangzhou Huawei Digital Technology Co., Ltd., Hangzhou, Zhejiang, China;~~
- ~~(14) HiSilicon Optoelectronics Co., Ltd., Wuhan, Hubei, China;~~
- ~~(15) HiSilicon Technologies Co., Ltd. (HiSilicon), Bantian Longgang District, Shenzhen, 518120,~~

~~China:~~

- ~~(16) Hisilicon Tech (Suzhou) Co., Ltd., Suzhou, Jiangsu, China;~~
~~(17) Huawei Device Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
~~(18) Huawei Device (Dongguan) Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
~~(19) Huawei Device (Shenzhen) Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(20) Huawei Digital Technologies (Suzhou) Co., Ltd., Suzhou, Jiangsu, China;~~
~~(21) Huawei Machine Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
~~(22) Huawei Software Technologies Co., Ltd., Nanjing, Jiangsu, China;~~
~~(23) Huawei Technical Service Co., Ltd., China;~~
~~(24) Huawei Technologies Service Co., Ltd., Langfang, Hebei, China;~~
~~(25) Huawei Training (Dongguan) Co., Ltd., Dongguan, Guangdong, China;~~
~~(26) Huayi internet Information Service Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(27) North Huawei Communication Technology Co., Ltd., Beijing, China;~~
~~(28) Shanghai Haisi Technology Co., Ltd., Shanghai, China;~~
~~(29) Shanghai Huawei Technologies Co. Ltd., Shanghai, China;~~
~~(30) Shanghai Messel Trade Co., Ltd., Shanghai, China;~~
~~(31) Shenzhen Huawei Technical Services Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(32) Shenzhen Huawei Terminal Commercial Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(33) Shenzhen Huawei Training School Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(34) Shenzhen Huayi Loan Small Loan Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(35) Shenzhen Legrit Technology Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(36) Shenzhen Smartcom Business Co., Ltd., Shenzhen, Guangdong, China;~~
~~(37) Suzhou Huawei Investment Co., Ltd., Suzhou, Jiangsu, China;~~
~~(38) Wuhan Huawei Investment Co., Ltd., Wuhan, Hubei, China;~~
~~(39) Xi'an Huawei Technologies Co., Ltd., Xi'an, Shaanxi, China;~~
~~(40) Xi'an Ruixin Investment Co., Ltd., Xi'an, Shaanxi, China;~~
~~(41) Zhejiang Huawei Communications Technology Co., Ltd., Hangzhou, Zhejiang, China;~~
~~(42) Huawei Technology, Cairo, Egypt;~~
~~(43) Huawei Technologies Deutschland GmbH, Germany;~~
~~(44) Huawei Device (Hong Kong) Co., Limited, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong;~~
~~(45) Huawei International Co., Limited, Hong Kong;~~
~~(46) Huawei Tech. Investment Co., Limited (Huawei Investment), Hong Kong;~~
~~(47) Huawei Technologies Co. Ltd., Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong;~~
~~(48) Hua Ying Management Co. Limited, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong;~~
~~(49) Smartcom (Hong Kong) Co., Limited, Sheung Wan, Hong Kong;~~
~~(50) Huawei Technologies Jamaica Company Limited, Kingston, Jamaica;~~
~~(51) Huawei Technologies Japan K.K., Japan;~~
~~(52) Huawei Technologies Investment Co. Ltd., Amman, Jordan;~~
~~(53) Huawei Technologies Lebanon, Beirut, Lebanon;~~
~~(54) Huawei Technologies Madagascar Sarl, Antananarivo, Madagascar;~~ (55) Huawei Technologies Coö
~~peratief U.A., Netherlands;~~
~~(56) Huawei Tech Investment Oman LLC, Muscat, Oman;~~
~~(57) Huawei Technologies Pakistan (Private) Limited, Islamabad, Pakistan;~~
~~(58) Huawei Technologies Paraguay S.A., Asuncion, Paraguay;~~
~~(59) Huawei Tech Investmont Limited, Doha, Qatar;~~
~~(60) Huawei International Pte. Ltd., Singapore;~~
~~(61) Huawei Technologies Lanka Company (Private) Limited, Colombo, Sri Lanka;~~
~~(62) Huawei Technologies Switzerland AG, Liebefeld, Bern, Switzerland;~~
~~(63) Xunwei Technologies Co., Ltd., Taipei, Taiwan;~~
~~(64) Huawei Global Finance (UK) Limited, Great Britain;~~

- ~~(65) Proven Glory, British Virgin Islands;~~
~~(66) Proven Honour, British Virgin Islands;~~
~~(67) Huawei Technologies (Vietnam) Company Limited, Hanoi, Vietnam; and~~
~~(68) Huawei Technology Co. Ltd., Hanoi, Vietnam.~~

(b) 一時的な一般輸出許可の使用条件

一時的な一般輸出許可の使用は、以下の条件の対象となる：

- (1) 一時的な一般輸出許可は、2019年5月20日から2019年11月18日2019年8月19日まで有効である。
- (2) この一時的な一般輸出許可は、EARにおけるその他の義務（限定されるものではないが、中国若しくはその他の国に対する輸出許可要求事項及び／又はEAR § 744の要求事項を含む）を人々から解消するものではない。この認可は、カントリーグループE国（すなわち、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン及びシリア）又はそれらの国民が関与する行為又は取引を許可しない。
- (3) 一時的な一般輸出許可で明確に認可されたものを除いて、輸出、再輸出、移転（国内における移転）は、引き続き、エンティティリストに記載された輸出許可方針に基づいて輸出許可を必要とし、輸出許可申請書はその事業者に対する輸出許可審査方針に基づいて審査される。

(c) 認可される取引

この一時的な一般輸出許可は、2019年5月20日から2019年11月18日2019年8月19日まで、以下について認可する：

(1) 既存のネットワーク及び装置の継続的な稼働：

~~BISは、EARの他の条項の対象となる取引のうち、フルに稼働中の既存のネットワーク及び装置（ソフトウェアアップデート及びソフトウェアパッチを含む）の維持及びサポートに必要な取引であって、2019年5月16日以降、ファーウェイとサードパーティ間又は非米国のファーウェイ系列会社68社とサードパーティ間で締結された法的拘束力のある契約及び合意の対象となるものへの関与を認可する。~~

BISは、2019年5月16日以降、ファーウェイ又は非米国のファーウェイ系列会社と「サードパーティ」間で締結された法的拘束力のある契約及び合意の対象となる、既存の「フルに稼働中のネットワーク」及び装置（ソフトウェアのバグ修正、セキュリティ上の弱点のパッチ、及びその他の変更のためのソフトウェアを含む）のメンテナンス及びサポートに必要な取引に従事することについて、EARの他の条項を条件として認可する。上記の取引は、その元々のソフトウェア又は装置の機能的能力を強化するものであってはならない。

(i) 適用除外

(A) 本付則の(c)(1)項に基づく許可は、ネットワーク並びにネットワーク基盤装置（既存の「フルに稼働中のネットワーク」の一部とはみなされない汎用のコンピュータ機器等の端末装置でないもの）の修復に対してのみ拡張される。本付則の(c)(1)項は、そのネットワークのサポート又はメンテナンスに直接的に関連しない装置に対するサポートについては許可しない。

(B) 本付則の(c)(1)項に基づく一時的な一般輸出許可は、一般事業用途の装置又は既存の「フルに稼働中のネットワーク」及び装置を直接的にサポートする以外の行為の移転については許可しない。

(ii) [Reserved]

(c)(1)項の注1：本付則の(c)(1)項の用語「サードパーティ」並びに(c)(1)項の注2及び注3の用語「サードパーティ」は、ファーウェイ、リストされた非米国のファーウェイ系列会社、又は輸出者、再輸出者、若しくは移転者でないものではなく、むしろ通信サービスプロバイダーのような組織をいう。

(c)(1)項の注2：本付則の(c)(1)項並びに本付則の(c)(3)項の用語「フルに稼働中のネットワーク」は、「サードパーティ」への「サードパーティ」ネットワーク提供サービスをいう。

~~(2) 既存のハンドセットのサポート：~~

~~BISは、既存のファーウェイのハンドセットに対するサービス及びサポート（ソフトウェアアップデート又はソフトウェアパッチを含む）を提供するのに必要な取引に関与することを、EARの他の条項を条件として認める。この認可は2019年5月16日以前において一般に入手可能であったファーウェイのハンドセットのモデルに限られる。~~

(2) 既存の「個人用の民生電子機器」及び「加入者宅内機器（CPE）」へのサポート

BISは、既存のファーウェイの「個人用の民生電子機器」へのサービス及びサポート（ソフトウェアの既

存のバージョンに対するバグ修正、セキュリティ上の弱点のパッチ、及びその他の変更のためのソフトウェアを含む)の提供に必要な取引に従事することについて、EARの他の条項を条件として認可する。上記の取引は、その元々のソフトウェア又は装置の機能的能力を強化するものであってはならない。この(c)(2)項でいうところにおいて、用語‘個人用の民生電子機器’とは、電話機及びその他の個人が所有する機器(例えば、タブレット、スマートウォッチ、及びWiFi機器などのモバイルホストスポット)を包含するものとして定義される。

(c)(2)項に基づいて認可された取引には、‘加入者宅内機器(GPE)’として知られている通信ハードウェア(例えば、ネットワーク交換機、ホームゲートウェイ、セットトップボックス、ホームネットワークアダプタ、及びその他の個人向け装置であって購入者がネットワーク通信サービスにアクセスでき、彼らの住宅又は小企業に流通することができるもの)の個人使用のためのサポートを含む。この(c)(2)項で与えられる許可は、ファウエイの‘個人用の民生電子機器’及び‘GPE’であって、2019年6月16日以前に一般に入手可能であったものに限る。

(3) サイバーセキュリティの研究及び脆弱性の開示

BISは、ファウエイ又は非米国のいずれかのファウエイの系列会社~~ファウエイ~~により所有、占有、又は管理されている品目におけるセキュリティの脆弱性に関する情報について、既存の現在、‘フルに稼働中のネットワーク’及び装置の完全性及び信頼性を維持するために不可欠な継続中のセキュリティ研究を提供するプロセスに関連する場合、ファウエイ及び/又はリストされた非米国のファウエイの系列会社~~非米国系列会社68社~~に開示することを、EARの他の条項を条件として認める。

~~(4) 正式に認められた国際標準化団体による5G標準の開発に必要な関与~~

~~BISは、正式に認められた国際標準化団体(例えば、IEEE[電気電子技術者協会]；IETF[インターネット技術特別調査委員会]；ISO[国際標準化機構]；ITU[国際電気通信連合]；ETSI[欧州電気通信標準化機構]；3GPP[携帯電話の第三世代の普及促進と仕様の標準化を行う業界団体]；TIA[米国電気通信工業会]；及びGSMA(別名GSM協会)[GSM方式の携帯電話システムを採用している移動体通信事業者や関連企業からなる業界団体]の一名として5G標準の開発に必要な、ファウエイ及び/又は非米国系列会社68社との関与について、EARの他の条項を条件として認める。~~

(d) 適合証明書

~~この一時的一般輸出許可に基づいて輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)を行う前に、輸出者、再輸出者、又は移転者は適合証明書を作成しなければならない。一時的一般輸出許可に依存するために、適合証明書では、その輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)が、この一時的一般輸出許可の適用範囲にいかにか致しているかを明示しなければならない。この申告を起草する輸出者、再輸出者、又は移転者は、適合証明書を保持する責務を有する。記録保持要求事項について、EAR § 762を参照のこと。~~

この一時的一般輸出許可に基づいて輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)を行う前に、輸出者、再輸出者、又は移転者は、本付則の(d)(1)項で指定される場所により、上記の以上の品目を受け取るリストされたファウエイの事業者から適合証明書及びその適合証明書を立証するのに必要な補足的な裏付け書類を取得しなければならない。

(1) ファウエイ又はファウエイのリストされた非米国系列会社の一社からの必要とされる適合証明書

この一時的一般輸出許可に基づいて本付則の(4)項で特定されるファウエイ又はファウエイのリストされた非米国系列会社に輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)を行う前に、輸出者、再輸出者、又は移転者は、その以上の品目を受け取る当該事業者から適合証明書を取得しなければならない。一時的一般輸出許可は、“EARの対象”となる品目を輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)を行う当事者が、その輸出、再輸出、又は国内における移転が、一時的一般輸出許可の条項をどのように満たしているかを明確にする(その取引によりサポートされる以上の行為が本付則の(c)(1)、(c)(2)、又は(c)(3)項の範囲内にあるか否かを明確にすることを含む)本付則の(d)項に基づく適合証明書をその品目を受け取るリストされたファウエイの事業者から取得する必要があることについても要求している。(c)(1)項の範囲内にある取引に対する適合証明書を立証するため、輸出者、再輸出者、又は移転者は、ファウエイ又はファウエイの非米国系列会社から、2019年5月16日以降にリストされたファウエイの事業者と‘サードパーティ’の間で締結された法的拘束力のある契約書又は合意書があったことを示す書類を取得しなければならない。輸出者、再輸出者、又は移転者及びリストされたファウエイの事業者は、(d)項に基づいて、適合証明書及びその適合証明書を立証するのに必要な補足的

な裏付け書類を相互に保管する責任がある。記録保管要求事項について EAR § 762 を参照のこと。適合証明書は、リストされた事業者を合法的に拘束する十分な権限を持つ個人により書面で（電子メールで送ることができる）署名及び日付が入れられ、本付則の(d)(1)(i)及び(d)(1)(ii)で要求される情報、及び本付則の(d)(1)(iii)項から(d)(1)(v)項で指定される証明を提供しなければならない。

(i) 事業者の名前；漏れなく記入された実際の住所（異なる場合、発送先住所、企業の住所、及び最終需要者の住所を含む）（私書箱を単にリストするだけでは不十分である）；電話番号；email アドレス；利用できる場合）ウェブサイト；並びに適合証明書に署名する個人の名前及び肩書き。

(ii) 一以上の品目の漏れなく記入されたリスト（EARにおける品目に対する該当する輸出規制分類番号又は、(EAR99 の場合) その指定を含む、並びに（貨物及びソフトウェアの有形の出荷については）一時的一般輸出許可を根拠に輸出、再輸出、又は移転される一以上の品目の各数量（この包括的リストには、同一品目の一時的一般輸出許可を受ける複数の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）を包含することができる（本付則の(d)(2)項を参照のこと）。

(iii) 輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）として受け取られる一以上の品目の最終用途が、本付則の(c)に基づく明確な認可項の適用範囲にあること（(c)に基づく明確な認可項が特定されなければならないので、その品目が(c)項の適用範囲にある或いは一時的一般輸出許可の適用範囲にあるとするおまかな記載又は開示では不十分である）。

(iv) その事業者は、EAR § 762 の記録保管要求事項（適合証明書及び § 762 で保管することが義務付けられているすべてのその他の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の記録を、EAR § 762.7 で要求されるところにより BIS、米国税関又はその他の米国政府機関の権限を与えられた機関、担当官又は職員に対し提供することによるものを含む）を順守すること；並びに

(v) 本付則の(a)項で特定される荷受人に代わって、適合証明書に署名する個人は、その事業者を合法的に拘束する十分な権限を持っていること。

(2) 適合証明書は、複数の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）に使用することができる。輸出者、再輸出者及び移転者は、複数の輸出、再輸出及び移転（国内における移転）（同一の荷受人／最終需要者への同一の品目を含む）に対して、本付則の(d)(1)項のもとに取得された適合証明書に依存することができる（ただし、含まれる情報がそれらの追加の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）に対して正確性を留めている場合に限る）。一つの適合証明書が一時的一般輸出許可に基づいて行なわれる複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して用いられる場合、輸出者、再輸出者及び移転者は、その固有の適合証明書に対して、上記の各輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を特定するログ又はその他の同様の記録を維持しなければならない。これらのログ又はその他の記録は EAR § 762 に従って保管されなければならない。